

平成19年11月19日

京都市立音楽高等学校移転整備事業「入札説明書等」に関する
質問及び回答等について

平成19年10月19日付で一般競争入札の実施のため、公告した「京都市立音楽高等学校移転整備事業」に関する入札説明書等に質問が寄せられましたので、「別紙一覧」のとおり回答と併せて公表します。

質問及び回答の公表に当たっては、原則として、質問の内容を原文のまま掲載するものとしていますが、明らかな誤字と判断された箇所については修正し、また質問に関する入札説明書等の頁等の標記については追加しています。

なお、入札説明書等に関する事業者からの質問に対する回答に基づいて、入札説明書等の修正、詳細化等の補完を行い、「別紙資料等の修正版」として公表します。

「別紙一覧」

- 1 入札説明書に関する質問及び回答
- 2 入札説明書様式集に関する質問及び回答
- 3 要求水準書に関する質問及び回答
- 4 要求水準書・別紙資料に関する質問及び回答
- 5 落札者決定基準に関する質問及び回答
- 6 事業契約書(案)に関する質問及び回答
- 7 事業契約書(案)・別紙資料に関する質問及び回答
- 8 事業契約書(案)の別紙10の参考資料
- 9 入札説明書等の修正について

「別紙資料等の修正版」

- ・要求水準書別紙資料17 (修正版)
- ・要求水準書別紙資料18 (修正版)
- ・要求水準書別紙資料19 (修正版)
- ・事業契約書(案)別紙10 (修正版)

入札説明書等に関する質問及び回答

1 入札説明書に関する質問及び回答

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|---|---|---|
| 1 | P13 | 第3 8 (1), (2) 事業契約書(案) P23-24 第43条 (5)及び 3号 | <p>事業契約書(案)第4 3条の契約保証金等については、同条第3項において被保険者を乙とした履行保証保険契約を締結し、甲に対して、その保険金支払請求権に質権を設定する方法も認められていますが、保証手段として履行保証保険のほかに公共工事において広く普及している「公共工事の前払金保証事業に関する法律」(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の契約保証についても、甲に対して、その保証金請求権に質権を設定することで同等の効果が発生することから、保証事業会社の契約保証も認められるとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>上記が認められる場合において、入札説明書第3の8の(1)に記載されている入札保証金については、保証事業会社の契約保証予約も認められていますが、契約保証予約証書の記載内容は契約保証証書と同様に乙を名宛人とし、建設担当企業を予約契約者としてもよろしいでしょうか。</p> | <p>ご指摘のご理解で結構です。ただし、具体的には、理財局調度課におたずねください。</p> |
| 2 | P15 | 第4 3 (1) ウ | <p>「音楽ホール等とは、劇場、文化ホール等の音響機能に配慮する建物をいいます」とありますが『音響機能に配慮する』、とは、前回の参加資格を満たす実績とは異なるのでしょうか。異なる場合、具体的にどのような設備を備えた建物のことを指すのでしょうか。</p> | <p>入札参加者等の業務遂行能力に係る参加資格要件として、設計業務に当たる者の実績として、平成4年度以降に、300席以上の音楽ホール等の設計の実績があることを求めているものです。</p> <p>音楽ホールについては、音響設計を踏まえた施設的设计であり、また設計実績についても音楽ホールやコンサートホール等の名称が付されるためその確認が可能です。</p> <p>「音楽ホール等」の「等」については、劇場や文化ホールの用途などで、舞台と客席とで構成され、音響設計を踏まえて設計された施設であることを明確化したものです。</p> |

2 入札説明書様式集に関する質問及び回答

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|----------------------------|--|---|
| 1 | P9 | 第15(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等 | <p>本社移転を11月下旬に予定しているため、新住所での公的書類の取得が間に合わない可能性があります。</p> <p>この場合、旧住所での書類を提出し、後日正式に住所変更手続きを行えばよろしいでしょうか？</p> | <p>ご指摘のご理解で結構です。ただし、変更後は直ちに担当課の調度課に「記載事項変更届」を提出してください。</p> |
| 2 | P32 | 様式17-3 | <p>入札説明書では「入札保証金は納付」と書かれていますが、様式集の入札書には「免除」とあります。ご確認頂きますようお願い致します。</p> | <p>ご指摘の様式集17-3の箇所については、「3 入札保証金 免除」を「3 入札保証金 納付」に修正します。</p> |

3 要求水準書に関する質問及び回答(1/4)

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|---|---|--|
| 1 | P12 | 第1 4 (6) イ | 「大規模修繕の定義については、旧建設省大臣官房官庁営繕部監修「建築物修繕措置判定手法」に準じ、「建物の一側面、連続する一面全体又は全体に対して行う修繕」をいい、設備に関しては、「機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕」をいいます。」とありますが、その判定についても同書に記載の判定フロー、判定の手順等に基づいて判断されるという解釈でよろしいでしょうか。 | ご指摘のご理解で結構です。 |
| 2 | P13 | 第2 2 (6) ウ 建築物の高さの 最高限度（屋根 を含む高さ）に ついて | 建物の高さの制限は、屋上に設置される設備も対象と考えるのでしょうか？それとも、建築物だけが対象と考えるのでしょうか？ | 設備については建築物に含まれませんので、高さ制限の対象となりませんが、設置に際しては、眺望景観創生条例告示で示された二条城及び御池通りの眺望景観規定において、二条城からの眺望形成に支障となる建築設備工作物等を設けないものとされており。また当該告示を含む新景観政策で示された基準等への配慮の必要があります。 |
| 3 | P17 | 第2 4 (7) イ (ア) | 旧体育館の緞帳に関して、電動ドラムにて巻き取り可能かどうかを検討する上で、生地の種類（フック織、綴れ織り、或いはそれ以外か）をご教示ください。 | 緞帳は、昭和61年に元城巽中学校の体育館を新築した際に寄贈を受けたフック・ド・ラグ緞帳（通常フック緞帳と言われています。）で、以前の体育館においては、「たたみ上げ方式」で緞帳を収納していました。 なお、収納方式の計画に当たっては、提案によるものとしませんが、それぞれの収納方式による特質を踏まえて計画してください。また、緞帳の重量についてはフック緞帳の通常の単位当たりの重量として算定されることになると考えられますが、計画に当たっては、実際の緞帳を確認のうえ、幅を変更する必要があることを踏まえて検討してください。 |
| 4 | P21 | 第3 2 (2) | 「芸術大学サテライト施設及び開放型ギャラリーの建物と以外の音楽高校、音楽ホール等の建物とを分棟化する計画」とは、建築基準法上2棟とすることを意味するのですか。 | 建築基準法の取り扱いについて、法令に基づいて適正に取り扱うものと考えておりますが、詳細は京都市都市計画局審査課にご確認ください。 |

3 要求水準書に関する質問及び回答(2/4)

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|-------------------|---|---|
| 5 | P23 | 第3 3 (5) ア (イ) | 非常勤講師等の駐車スペースの利用頻度及び時間帯を想定されておりましたらご教示ください。 | 非常勤講師等による駐車スペースの使用は、月曜日が午後1時から午後5時まで、水曜日及び木曜日が午前9時から午後5時までを想定しています。 |
| 6 | P23 | 第3 3 (5) ア (イ) | 「一時的に駐車することができるスペース」として、グラウンド等の利用は可能ですか。 | 駐車スペースとして、要求水準書に定める屋外運動場を使用することを想定していません。 |
| 7 | P23 | 第3 3 (5) ア (イ) | 「付置義務駐車場の設置基準を適用する必要はない」とは、出入り方法（他の自動車を動かさずに自動車の出し入れができる配置が必要等）についても適用の必要がないと考えてよろしいですか。 | ご指摘のご理解で結構です。 |
| 8 | P23 | 第3 4 (1) エ | 「レッスン室等は共用する」とあり、かつ「ゾーニングを明快に区分できるようにする」とありますが、共用するレッスン室等と共用しないレッスン室等があるのでしょうか。 その場合、具体的に室名、室数の想定がございましたらご教示下さい。 | ご指摘のとおり、共用するレッスン室等と共用しないレッスン室等がありますが、各施設利用者の使用時間や使用人数等を前提とした事業者からの提案をもとに、市と事業者とが設計協議等を通じて具体化していくこととします。 |
| 9 | P32 | 第3 8 (9) オ (オ) | 「閉鎖系のLAN(情報ネットワークに接続しません。)の構築が可能なように配慮すること。」とありますが、閉鎖系のLANは、配線及び機器は実装しないで、配管対応と考えて宜しいでしょうか。 | ご指摘のご理解で結構です。 |
| 10 | P32 | 第3 8 (9) オ | コンピュータ室内のLAN配線、ネットワーク機器の整備及びそれらの維持管理は事業者の負担外と考えて宜しいでしょうか。 | ご指摘のご理解で結構です。 |
| 11 | P32 | 第3 8 (11) | 「音楽高校については、親時計を設置し、施設内の要所に子時計を設置するものとします。」とありますが、電波時計(親時計がなく全て子時計となる)も提案の範囲と考えてよろしいでしょうか。 | 全校的に時計の時間のずれが生じない状態を保ち、入学試験等での試験時間にも確実に対応できるのであれば可とします。 |
| 12 | P38 | 第4 2 (3) サ | 教育相談室は2室とありますが、要求水準書(別紙)資料17のP6には1室と記載されています。 要求水準書の2室が正しいと考えてよろしいでしょうか。 | ご指摘のご理解で結構です。要求水準書の室数(2室)に従ってください。要求水準書別紙資料17は修正します。 |

3 要求水準書に関する質問及び回答(3/4)

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----|-----------------|---|--|
| 1 3 | P46 | 第 4 4 (8) ツ | 4t ロングボディ車のコンテナ開閉形態は、コンテナ後方の扉が左右に開くタイプのみと想定してよろしいでしょうか。 | コンテナ後方の扉が左右に開くタイプを想定していますが、そのタイプだけであるとは言い切れません。 |
| 1 4 | P50 | 第 4 4 (16) イ | 「イ 音楽高校教室等から・・・ なお、搬出入口には遮音性に配慮し、楽器等の運搬に支障のない大型扉を設けるものとします。」と記載されていますが、恐らく誤字だと思われるので、ご訂正願います。 | 「・・・支障のない大型扉」を「・・・支障のないように大型扉を」に修正します。 |
| 1 5 | P52 | 第 4 5 (4) | 4t 積美術品専用コンテナ車のコンテナ開閉形態は、コンテナ後方の扉が左右に開くタイプのみと想定してよろしいでしょうか。 | コンテナ後方の扉が左右に開くタイプを想定していますが、そのタイプだけであるとは言い切れません。 |
| 1 6 | P54 | 第 4 5 (9) オ (イ) | 『(イ) 一時保管庫については・・・一時保管庫の供用日までに、からし運転を十分に行っておくものとする。』と記載されていますが、恐らく誤字だと思われるので、ご訂正願います。 | 建築材料から揮発する物質で美術品に影響を与えるものは、アルカリ性因子と酸性因子があります。 アルカリ性因子としては、コンクリートに使用する骨材に付着する窒素分が原因とされるアンモニアがあげられますが、発生する水分、アルカリ性因子が美術品(特に油絵の具の劣化)に悪影響を与えるといわれています。また、美術品の収蔵庫等(本事業においては一時保管庫)は、調湿の観点から木材を使用することがありますが、その場合にはギ酸、酢酸の酸性因子の影響が考えられます。 |
| 1 7 | P54 | 第 4 5 (9) オ (イ) | 「・・・一時保管庫の供用日までに、からし運転を十分に行っておくものとする。」とありますが、「十分」に関して何らかの判断基準はありますでしょうか。 | 使用材料から発生する化学物質の影響を最小限にするためには、「からし期間」を十分に確保することや換気によりその濃度を下げることが大切となります。 アルカリ性因子や酸性因子による影響を低減するため、換気設備や空調設備等により強制的にまた効率的に「からしのための運転」を行うものとします。この場合、大気中1立方メートル当たりの量は、「アンモニア:21 μ g / 1立方メートル以下、ギ酸、酢酸:200 μ g / 1立方メートル以下」を目標とし、その評価は、アルカリ性因子、酸性因子を総合的に評価する変色試験法、アマニ油含浸紙法等の簡易法によるものとします。 |

3 要求水準書に関する質問及び回答(4/4)

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|-----------------|--|--|
| 18 | P54 | 第4 6 (9)カ | 「・・・カメラを設置し、モニターが可能なようにします。」とありますが、モニターする場所は、芸術大学サテライト施設の事務室と解してよろしいでしょうか。 | ご指摘のご理解で結構です。 |
| 19 | P55 | 第4 6 (1)イ | 「区画内に給排水設備、電気、ガス設備等を整備する」とは、飲食を行うことを想定しているのでしょうか。 | 多様な用途（例えば、飲食や調理等を含む。）を想定しております。そのため、給排水、電気、ガス等の設備が設置可能なように計画しておくものとし、フリースペースの区画内に設置するものとしています。 |
| 20 | P56 | 第4 6 (7)ウ | 地域の住民の方々の行事等への対応として、「飲食の提供等」とありますが具体的な内容をご教示下さい。 軽食・喫茶コーナーのようなものまで必要でしょうか。 住民の方々が使用する調理場程度の設備で良いでしょうか。 | |
| 21 | P56 | 第4 6 (7)ウ | 「室内区画に換気、給水、排水及びガス設備等を整備する」とありますが、設置場所はフリースペースの区画内と考えてよろしいでしょうか。 | |
| 22 | P70 | 第6 3 (5)表 | ガス料金の取扱いについて言及がありませんが、電気料金と同等に考えてよいでしょうか？ | 表中、「電気」を「電気及びガス」に修正します。 |
| 23 | P82 | 第7 6 (3)イ (ウ) a | 日常清掃における衛生消耗品の補充については、平成18年12月12日付け「質問及び回答について」の別紙3-9(質問番号47)で回答いただいておりますが、「ただし、ギャラリースペースの衛生消耗品費の調達については、別に事業者と協議するものとします。」となっております。 今般、「開放型ギャラリーは、市(事業者の業務外とします。)が運営を行うものとします。」とされておりますので、衛生消耗品費は市が負担されると考えてよろしいでしょうか。 | 開放型ギャラリーの衛生消耗品費の調達については、別に事業者と協議するものとします。 |

4 要求水準書・別紙資料に関する質問及び回答

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|------------|-----|------------------------|---|--|
| 別紙資料 17 | P3 | 2 (2) ア | 「学年別に区画すること」とありますが、それぞれの区画は他の区画と壁や扉で仕切らなくてもよろしいでしょうか。また、生徒用ロッカー室の出入口は各区画で共用し、各区画は廊下から直接出入りしなくてもよろしいでしょうか。 | 生徒用ロッカー室については、1室の中に適切に各学年のロッカーが配置され、生徒たちが学年別に使用できることを想定しており、必ずしも各区画が壁や扉で仕切られている必要はありません。また、出入口については、各区画へ廊下等からのスムーズな動線を確保するものとしします。 |
| | P5 | 2 (7) イ | 「「プロジェクター等」(1)教室に同じ」とありますが、資料18のスクリーン(ボックス)等の欄に印がありません。別紙資料17が正と考えて宜しいでしょうか。 | 別紙資料17, 18, 19についての修正をしますので、別紙資料の各修正版を参照してください。 |
| | P5 | 2 (8) ア | 別紙資料17には「「プロジェクター等」(1)教室に同じ」とありますが、資料18にはプロジェクターの記載はありません。スクリーンのみ設置すると考えて宜しいでしょうか。 | |
| | P9 | 2 (16) 資料18 関連 | 別紙資料17にはプロジェクター等の記載がありませんが、資料18にはスクリーン(ボックス)等の欄に印が記載してあります。どちらが正でしょうか。 | |
| | P14 | 2 (23) イ 資料18 関連 | 別紙資料17には「「プロジェクター等」(1)教室に同じ」とありますが、資料18にはプロジェクターの記載はありません。スクリーンのみ設置すると考えて宜しいでしょうか。 | |
| | P17 | 2 (30) イ | ソルフェージュ室A及びBについて、室の‘全面’にグランドピアノ2台を配置するとありますが、‘前面’の誤りであり、居室の黒板(白板)に近い前面に配置すると考えてよろしいですか。 | |

5 落札者決定基準に関する質問及び回答

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|-------------|--|--|
| 1 | P17 | 第5 7 (1)ウ,エ | (1)事業計画に関する項目 の表においてウとエの「審査のポイント」が内容的に入れ替わっていると思われます。ご確認頂けますでしょうか。 | ご指摘の箇所については、次の「第5 7 (1)ウ,エの修正表」のとおりとします。 |

「第5 7 (1)ウ エの修正表」

| 第5 7 (1) 事業計画に関する項目 ウ,エ 修正前 | | 第5 7 (1) 事業計画に関する項目 ウ,エ 修正後 | |
|-----------------------------|--|-----------------------------|--|
| ウ リスク対応の確実性 | (ア) 実効性の高い業務実施体制の構築 (イ) 業務遂行に係る実施方法の具体性 (ウ) 品質確保,改善の仕組みへの妥当性 | ウ リスク対応の確実性 | (ア) リスク想定,具体的対応策の妥当性 (イ) 関係者による適切なリスク分担 (ウ) 予期せぬ事態への対応策の具体性 |
| エ 業務実施体制 | (ア) リスク想定,具体的対応策の妥当性 (イ) 関係者による適切なリスク分担 (ウ) 予期せぬ事態への対応策の具体性 | エ 業務実施体制 | (ア) 実効性の高い業務実施体制の構築 (イ) 業務遂行に係る実施方法の具体性 (ウ) 品質確保,改善の仕組みへの妥当性 |

6 事業契約書(案)に関する質問及び回答(1/3)

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|------------|---|--|
| 1 | P8 | 第 5 条 3 項 | <p>前回入札においてなされた，入札資料等に関する質疑回答については，本件入札において条件が変更，追加等がなされていない限り有効であると理解してよろしいでしょうか？</p> | <p>本件入札においては，前回入札においてなされた入札説明書等に関する質疑回答については，有効ではありません。条件変更，追加がなされていないものについては，前回入札の質疑回答の趣旨を参考としていただいても結構ですが，提案に当たっては，あくまで本件入札に係る入札説明書等に基づいて判断を行ってください。</p> |
| 2 | P11 | 第 15 条 2 項 | <p>本項では「地域住民とのワークショップ」開催を謳っていますが，要求水準書（P11 第 1 4(2)）では，「施設関係者（施設を運営することになる関係者）への説明会」開催を義務付けています。</p> <p>両者は，同一の内容を指すのでしょうか，それとも各々目的が異なるもののでしょうか？ご教示下さい。（入札説明書 様式集 P49（様式 33）にも「ワークショップの実施」と記載されています。）</p> | <p>事業契約書(案)及び入札説明書様式集(様式 33)において，「ワークショップ」の実施を記載していますが，要求水準書においては，その内容についての具体的な説明としています。</p> <p>従来，「ワークショップ」については，参加型で参加者の相互交流により，「もの」を創造していく工房的イメージと言われていますが，事業者の提案する施設計画等に基づいて，学校，地域の施設関係者に対して，施設計画の説明や専門的な見地からの助言により，事業者と施設利用者とが具体的に合意形成を図るものとして，「施設関係者への説明」としています。</p> <p>なお，要求水準書と事業契約書，入札説明書様式集の表現の相違はありますが，内容に差異はありません。</p> |
| 3 | P23 | 第 43 条 1 項 | <p>契約保証金等の納付について，株主等が SPC のために契約保証金等を納付（又は担保提供）することは可能でしょうか？</p> | <p>契約保証金の取り扱いについては，事業契約書（案）第 43 条第 1 項から第 6 項に記載のとおりです。</p> |

6 事業契約書に関する質問及び回答(2/3)

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|---------------|----------------------|---|---|
| 4 | P25 | 第 46 条各号 | <p>不動産取得税に配慮した規定となっておりますが、一体の施設として建築確認申請されることから、2つの施設が個々に未使用で引き渡されるのではなく、一部使用の状態で引渡されているとみなされると考えます。</p> <p>事業契約の条文上ではなく、そもそも本事業の構成で不動産取得税が非課税となる事業内容であるかを本件入札の発注者としてご確認ください。</p> | <p>不動産取得税については、地方税法第 73 条の 2 第 2 項において、「最初の使用又は譲渡が行われた日において母屋の取得がなされたものとみなし、当該母屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する」と規定されています。</p> <p>このことから、事業者と建設業務を行う企業との間で締結する建設請負契約(又は契約約款)において、請負契約の目的物である本施設等の所有権が事業者に帰属する旨の特約が付されており、また不動産取得税(府税)を所轄する税務事務所が市と事業者との間における事業契約と、事業者と建設業務を行う企業との間における建設請負契約を踏まえ、事業者が本施設等の原始取得者であり、かつ、本施設等の完成後6か月以内にこれらの施設が未使用で市に引渡され、地方税法第 73 条の 2 第 2 項に規定する最初の譲渡が行われたと判断した場合は、不動産取得税の納税者は市となり、事業者には不動産取得税が課税されないものと考えていますが、最終的には課税当局の判断となることに留意してください。</p> |
| 5 | P25 | 第 47 条 | <p>表示登記は事業者が行い、保存登記は市の負担で市が行うという理解でよろしいでしょうか？</p> | <p>不動産の表示登記及び保存登記については、不動産登記法による規定であり、第三者対抗要件として行うものです。それらを行う場合には、市が実施するものと考えていただいても結構です。ただし、市が行う場合には、事業者は必要な資料の提出等に協力するものとします。</p> |
| 6 | P29,30 P59 | 第 59 条 別紙 8 2 (4) | <p>“...平成 年度 月の維持管理費相当に係るサービス購入費...”及び“...表中「支払対象期」,「平成 年度 月」...”に記載の“平成 年度 月”とは、別紙 8 第 2 項第 4 号表中記載の“平成 21 年度 3 月”つまり“平成 22 年 3 月”のことを指しているとの理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>現時点では、平成 22 年 3 月とご理解いただいても結構です。ただし、民間事業者の提案によっては、それ以前に、引渡時期が変更となる場合があります。</p> |

6 事業契約書(案)に関する質問及び回答(3/3)

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|------------|---|--|
| 7 | P33 | 第 62 条 6 項 | 他の条項にも関連しますが出来高部分の評価相当額の算定基準を明示お願いします。 | 出来高部分の評価額相当額とは、残存部分を実際に利用することを前提した場合の評価により、不動産鑑定手法等を参考にして行います。 この場合の基本的な評価方法は、完成した場合の施設の価格から別途、市が支出を余儀なくされる残工事を遂行するために要する費用(支払額の想定額)を控除した額になります。基本的な評価は、市が行います。 |
| 8 | P33 | 第 62 条 6 項 | 他の条項にも関連しますが、施設整備費相当に係るサービス購入費について「支払スケジュールどおりに支払う。」とある場合は、別紙 9 の金利が適用されるという理解でよろしいでしょうか？ | 事業契約書(案)に基づいて取り扱います。 |

7 事業契約書(案)・別紙に関する質問及び回答(1/3)

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|--|--|--|
| 1 | P47 | 別紙 3 | 今現在、分かる範囲で事業日程をご教示頂けないでしょうか。月旬で結構です。 | 入札公告等の関連書類に記載されている事業期間のとおりです。 |
| 2 | P61 | 別紙 10 2 | 改定時期は“毎年度 1 回目の支払時とする”とありますが、毎年度上期分の支払期日である 11 月末日に改定の可否を確認する、ということでしょうか。 差し支えなければ、CSPI の毎年度の総平均が出る 6 月に確認作業を実施することにされてはいかがでしょうか。 | 毎年度の平均の CSPI の確報は、当該年度の翌年度の 5 月に公表されます。そのため、その確報が公表され次第、改定の可否について、確認、協議することになります。 なお、改定の可否については、毎年度上期分の支払期日である 11 月末日までに決定したいとの意図です。 |
| 3 | P61 | 別紙 10 3 (3) (4) | 平成 21 年度及び平成 22 年度の維持管理費の対価については改定しないとありますが、(4)の改定方法の算式によると平成 23 年度の対価は「改定を決定する年度の前年度の総平均」(つまり平成 21 年度の総平)となっており、凡そ改定されない規定となっております。 改定しようという趣旨と異なるものであり、見直しをお願いします。見直し不可の場合は理由を明示ください。 | 維持管理費相当のサービス購入費を改定する条件については、毎年度平均のサービス指数 CSPI により改定するものとしています。 基準となる平成 21 年度の CSPI の確報は、平成 22 年 5 月末、また平成 22 年度の CSPI は、平成 23 年 5 月末に確報が公表されます。そのため、平成 22 年度の CSPI と当初の改定基準となる平成 21 年度の CSPI を比較することは、平成 23 年 5 月末以降にしか確認ができません。 従って、その時点で、過年度となる、平成 22 年度の維持管理費相当のサービス購入費については、当初契約の額として支出済みであり、また遡及して対価を改定することはできません。 平成 22 年度の CSPI により改定を必要とする場合は、平成 23 年度に改定の可否の判断を行い、予算の確保、契約の変更手続を経て、平成 24 年度から改訂した対価で支払うことが可能となります。 |
| 4 | P61 | 別紙 10 3 (4) 別表 改定率及び支払 対価の計算方法 1 (1) ア | “ア CSPI-h21：企業向けサービス価格指数(CSPI)のうち諸サービスの建物サービスの平成 年度(平成 年 4 月から平成 年 3 月)の総平均”の空欄部分、物価変動による価格改定の趣旨から“平成 20 年度(平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月)”と記載されるご予約と考えるとよろしいでしょうか。 | CSPI-h21 とは、平成 21 年度の日本銀行調査統計局物価指数統計月報のうち「諸サービス」欄の建物サービスにおける平成 21 年度総平均の指数で、翌年度の平成 22 年 5 月末頃に公表される確報の指数としています。 なお、CSPI-21 については、「平成 21 年度(平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月)」を指すものです。 |

7 事業契約書(案)・別紙に関する質問及び回答(2/3)

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|--|--|--|
| 5 | P61 | 別紙 10 2 | 維持管理費相当に係るサービス購入費の改定方法について、「2 改訂時期 毎年度の1回目の支払時とする。」とありますが、改定の可否決定は貴市から通知をいただけるのでしょうか。又は、改定時期に事業者側から何らかのアクションを起こした場合に可否を検討いただけるのでしょうか。 | 事業契約書において甲及び乙は、相互に協力して事業を実施するものとしており、毎年度、甲及び乙が、維持管理費相当のサービス購入費の改定について確認し、また改定の可否について協議するものとしています。 なお、事業契約の締結に当たり、具体的な部分については、明確化するものとしています。 |
| 6 | P61 | 別紙 10 3 (4) 別表 改定率及び支払 対価の計算方法 1 (1) イ | サービス購入費の改定方法について、「企業向けサービス価格指数のうち諸サービスの建物サービス」の年度の総平均を元にした条件が設定されております。仮に現在値を当てはめると、建物サービス指数は範囲内であり改定条件に達しません。しかしながら、本事業では、石油関連・金属関連の資機材・部材等、本年急激に価格上昇(10-30%)したのも購入費に含まれており、建物サービス指数だけではそのような部分が適切に反映されないものと思慮します。本事業期間中にこのような特異な状況が再度起こる可能性があります。改定方法について何らかのご配慮を検討いただくことは可能でしょうか。(最新の指数と2年前の指数とを比較すると、機械修理は+3.3なのに対し、建物サービスは-0.8、警備は-0.4となっております。指数は下降していても人件費・資機材費は上昇傾向にあります。) | 維持管理費相当のサービス購入費を改定する場合の根拠となる指数としてCSP1の年度平均の指数としています。そのため、「企業向けサービス価格指数のうち諸サービスの建物サービス」の指数を適用することについては、維持管理に関する業務等から適正であると考えています。 |
| 7 | P62 | 別紙 10 3 (4) 別表 改定率及び支払 対価の計算方法 1 (3) | “改定した維持管理費の対価の支払時期”の後には、改行が抜けているのではないのでしょうか。 | ご指摘のとおり修正します。 |
| 8 | P62 | 別紙 10 3 (4) 別表 改定率及び支払 対価の計算方法 | 計算の際、端数の処理はどこで行うのか、位は、四捨五入か切捨てか、をご明示頂けないでしょうか。 | 数値の処理については、例えば、他年度のCSP1を基準CSP1-h21で除した値の小数点第3位までを有効とし4位以下を切捨てとします。そのため、改定基準値については、「0.030」の表記としています。 |

7 事業契約書(案)・別紙に関する質問及び回答(3/3)

| 番号 | 頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|--|---|---|
| 9 | P62 | 別紙 10 3 (4) 別表 改定率及び支払 対価の計算方法 2 (1) ア | “ ア CSPI-n：企業向けサービス価格指数（CSPI）のうち諸サービスの建物サービスの平成 N 年度（平成 N 年 4 月から平成 N+1 年 3 月）の総平均 ” は，“ ア CSPI n-1：企業向けサービス価格指数（CSPI）のうち諸サービスの建物サービスの平成 N-1 年度（平成 N-1 年 4 月から平成 N 年 3 月）の総平均 ” となるのではないのでしょうか。 | 「CSPI-n」は，平成 N 年度（平成 N 年 4 月から平成 N+1 年 3 月まで）についての CSPI であり，この数値の確報は，平成 N+1 年度の 5 月末に公表されます。 なお，別紙 10 に関連する他の質問に関する回答を参照してください。 |
| 10 | P62 | 別紙 10 3 (4) 別表 改定率及び支払 対価の計算方法 2 (1) イ | “ イ CSPI-x：企業向けサービス価格指数（CSPI）のうち諸サービスの建物サービスの甲及び乙で改定を決定した年度の前年度の総平均 ” は，“ 前対価改定の基礎となった企業向けサービス価格指数（CSPI）のうち諸サービスの建物サービスの総平均 ” という理解でよろしいのでしょうか。 | 維持管理費相当のサービス購入費の改定の可否に用いる CSPI は，日本銀行調査統計局物価指数統計月報のうち「諸サービス欄の建物サービス」における年度平均の指数で，当該年度の翌年度の 5 月末頃に公表される確報の指数としています。 第 2 回目以降の改定の場合には，第 1 回目の改定の対象となった「諸サービス欄の建物サービス」における年度平均の CSPI となります。 |
| 11 | P63 | 別紙 10 3 (4) 別表 改定率及び支払 対価の計算方法 2 (3) | “ 改定した維持管理費の対価の支払 ” の後には，“ 時期 ” の文字と改行が抜けているのではないのでしょうか。 | ご指摘のとおり修正します。 |

8 事業契約書(案)の別紙資料 10 の参考資料

「事業契約書(案)の別紙資料 10」に関する事業者の質問等から、本市と事業者とで、
齟齬^{そご}をきたしていると思慮されるため、次のとおり、「事業契約書(案)の別紙資料 10」
の参考資料を提示します。

(参考資料)

| |
|---|
| <p>1 CSPI(企業向けサービス価格指数 諸サービスのうち建物サービス)について</p> <p>(1) 第 1 回目に維持管理費相当のサービス購入費を改定する場合</p> <p>ア 基準となる CSPI</p> <p>(ア) 維持管理のサービスが開始される平成 22 年 3 月(現時点での想定)の属する年度は平成 21 年度となり、平成 21 年度の CSPI は、日本銀行調査統計局統計月報の企業向けサービス価格指数として、平成 22 年 5 月末頃に確報が公表されます。</p> <p>(イ) 平成 22 年 5 月末頃に公表される平成 21 年度の指数(諸サービスのうち建物サービス)の総平均が基準の CSPI となります。</p> <p>(ウ) この確報の指数を「CSPI-h21」とし、改定する場合の基準 CSPI とします。</p> <p>イ 改定対象年度の CSPI</p> <p>平成 22 年度以降の CSPI は、対象とする年度の翌年度の 5 月末に確報が公表されます。</p> <p>例えば、平成 22 年度の CSPI(22 年度の総平均)は、平成 23 年 5 月末頃(平成 23 年度)に公表されます。この確報の指数を「CSPI-h22」とします。</p> <p>2 改定可否の検討(例示)</p> <p>(1) 改定可否の判断</p> <p>例えば、維持管理費相当のサービス購入費を改定については、平成 23 年 5 月末頃の「CSPI-h22」の確報公表以後、平成 21 年度の「CSPI-h21」と平成 22 年度の「CSPI-h22」の指数を次の式により計算した結果の絶対値で改定の可否について甲及び乙とで確認するものとします。</p> <p>(ア) $「CSPI-h22」 / 「CSPI-h21」 - 1.000 > 0.030$ のとき改定についての可否の協議、確認を行う。</p> <p>(イ) $「CSPI-h22」 / 「CSPI-h21」 - 1.000 = 0.030$ 又は < 0.030 のときは改定しないことの確認を行う。</p> <p>3 第 2 回目以降の改定の場合</p> <p>(1) 平成 N 年度の CSPI について</p> <p>ア 平成 N 年度の CSPI</p> <p>平成 N 年度の CSPI-n(平成 N 年度の総平均)は、平成 N+1 年度の 5 月末頃に確報が公表されるので、平成 N+1 年度の 5 月末以後に協議、確認を行います。</p> |
|---|

イ 改定の可否について

前回の改定対象となった X 年度の CSPI(確報の公表は，平成 X+1 年度)を改定する場合の基準 CSPI-x とします。

(2) 改定可否の検討

(ア) $|「CSPI-n」/「CSPI-x」-1.000| > 0.030$ のとき改定についての可否の協議，確認を行う。

(イ) $|「CSPI-n」/「CSPI-x」-1.000| = 0.030$ 又は < 0.030 のときは改定しないことの確認をする。

4 対象 CSPI，改定決定及び支払の関係

(1) 年度と改定の関係表

| 平成 N 年度 | 平成 N+1 年度 | 平成 N+2 年度 |
|--|--|---|
| CSPI-n:平成 N 年 4 月から平成 N+1 年 3 月までの企業向けサービス価格指数(諸サービスのうち建物サービス)の総平均 | ア 平成 N+1 年 5 月末頃に CSPI-n の確報が公表され次第，改定の可否の協議，確認を行う。 イ 改定する場合 甲の予算措置，甲及び乙との契約の変更手続を進める。 | 平成 N+1 年度の改定についての変更契約に対応する維持管理費相当に係るサービス購入の支払 |
| 対象となる CSPI の年度 | 改定可否の決定年度 | 改定額による支払開始年度 |

(2) 改定可否の決定時期

「別紙資料 10 維持管理費相当のサービス購入費の改定方法」の「3 改定方法」の(2)の改定可否の決定時期については，前記(1)の表の例示における「平成 N+1 年度」になり，この年度の「1 回目の支払時」までに決定することとしています。

- 9 入札説明書等の修正について
 入札説明書等の内容について，次のとおり修正します。

1 入札説明書様式集の修正

| 頁 | 項目箇所 | 修正前 | 修正後 |
|----|---------|------------|------------|
| 32 | 様式 17 3 | 3 入札保証金 免除 | 3 入札保証金 納付 |

2 要求水準書の修正

| 頁 | 項目箇所 | 修正前 | 修正後 | | | | | | | | | | | | |
|-----------|------------------------------|---|--|-----|-----|-----------|------------------------------|----------|---|--------|-----|-----|-----------|------------------------------|----------|
| 15 | 第 2 3 (1) カ | カ 景観地区における基準をおさえたうえで，建物の機能に配慮し，建物のデザインコンセプトを明確にし，警官に寄与するものとします。 | カ 景観地区における基準をおさえたうえで，建物の機能に配慮し，建物のデザインコンセプトを明確にし， <u>景観形成</u> に寄与するものとします。 | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 第 2 4 (2) | エ 市は，仮設建物の解体及び撤去時期について，事業者の事業計画に応じて対応するものとします。 | オ 市は，仮設建物の解体及び撤去時期について，事業者の事業計画に応じて対応するものとします。 | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 第 3 2 (2) | イ 屋外運動場及び屋外付帯施設 | ウ 屋外運動場及び屋外付帯施設 | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 第 3 3 (5) ア | (オ) 駐車場及び駐車スペースは，事業用地に接する道路から，敷地内の歩行者の通路と区分され，安全に進入できる位置とする。 | (<u>イ</u>) 駐車場及び駐車スペースは，事業用地に接する道路から，敷地内の歩行者の通路と区分され，安全に進入できる位置とする。 | | | | | | | | | | | | |
| 50 | 第 4 4 (16) イ | イ 音楽高校教室等から舞台への楽器等の搬出入動線にも配慮した計画とするものとします。 なお，搬出入口には遮音性に配慮し，楽器等の運搬に支障のない大型扉を設けるものとします。 | イ 音楽高校教室等から舞台への楽器等の搬出入動線にも配慮した計画とするものとします。 なお，搬出入口には遮音性に配慮し，楽器等の運搬に支障のないように大型扉を設けるものとします | | | | | | | | | | | | |
| 59 | 第 4 7 (4) カ | <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 机及びいす</td> <td>机(180 c m × 45 c m)20脚,いす60脚</td> <td>会議用の机,椅子</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 内容等 | 備考 | (ア) 机及びいす | 机(180 c m × 45 c m)20脚,いす60脚 | 会議用の机,椅子 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 机及びいす</td> <td>机(180 c m × 45 c m)20脚,いす60脚</td> <td>会議用の机,いす</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 内容等 | 備考 | (ア) 机及びいす | 机(180 c m × 45 c m)20脚,いす60脚 | 会議用の机,いす |
| 名称 | 内容等 | 備考 | | | | | | | | | | | | | |
| (ア) 机及びいす | 机(180 c m × 45 c m)20脚,いす60脚 | 会議用の机,椅子 | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 内容等 | 備考 | | | | | | | | | | | | | |
| (ア) 机及びいす | 机(180 c m × 45 c m)20脚,いす60脚 | 会議用の机,いす | | | | | | | | | | | | | |
| 70 | 第 6 3 (5) | <table border="1"> <thead> <tr> <th>電気</th> <th>事業者</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 電気 | 事業者 | 事業者 | | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>電気及びガス</th> <th>事業者</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 電気及びガス | 事業者 | 事業者 | | | |
| 電気 | 事業者 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気及びガス | 事業者 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 85 | 第 7 8 (3) | オ 監督，測定，検査，調査その他の活動によって，特に改善及び変更を要すると認められた事項については，具体的にその内容を明らかにした文書を作成し，その都度，総括責任者及び市の担当者に意見を具申するものとします。 | エ 監督，測定，検査，調査その他の活動によって，特に改善及び変更を要すると認められた事項については，具体的にその内容を明らかにした文書を作成し，その都度，総括責任者及び市の担当者に意見を具申するものとします。 | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----|-----------|---|---|
| 85 | 第7 8 (3) | カ 実施報告書，測定，検査及び調査等の記録並びに評価等に関する書類，関係官公庁等への報告書その他の書類を作成するものとします。 | オ 実施報告書，測定，検査及び調査等の記録並びに評価等に関する書類，関係官公庁等への報告書その他の書類を作成するものとします。 |
| 88 | 第7 13 (1) | エ その他(1)以外にも，事業者の提案や他の業務に関連して必要な業務を行うものとします。 | (2) 関連業務 その他(1)以外にも，事業者の提案や他の業務に関連して必要な業務を行うものとします。 |

3 要求水準書別紙資料の修正

- (1) 要求水準書別紙資料 17 については，「要求水準書別紙資料 17 (修正版)」を参照
- (2) 要求水準書別紙資料 18 については，「要求水準書別紙資料 18 (修正版)」を参照
- (3) 要求水準書別紙資料 19 については，「要求水準書別紙資料 19 (修正版)」を参照

4 落札者決定基準の修正

| 頁 | 項目箇所 | 修正前 | | |
|----|-----------------------------|-------------|---|----|
| 17 | 7 審査項目の内容 (1) 事業計画に関する項目 | ウ リスク対応の確実性 | <u>(ア) 実効性の高い業務実施体制の構築</u> <u>(イ) 業務遂行に係る実施方法の具体性</u> <u>(ウ) 品質確保，改善の仕組みへの妥当性</u> | 5点 |
| | | エ 業務実施体制 | <u>(ア) リスク想定，具体的対応策の妥当性</u> <u>(イ) 関係者による適切なリスク分担</u> <u>(ウ) 予期せぬ事態への対応策の具体性</u> | 4点 |
| | | 修正後 | | |
| | | ウ リスク対応の確実性 | <u>(ア) リスク想定，具体的対応策の妥当性</u> <u>(イ) 関係者による適切なリスク分担</u> <u>(ウ) 予期せぬ事態への対応策の具体性</u> | 5点 |
| | | エ 業務実施体制 | <u>(ア) 実効性の高い業務実施体制の構築</u> <u>(イ) 業務遂行に係る実施方法の具体性</u> <u>(ウ) 品質確保，改善の仕組みへの妥当性</u> | 4点 |

5 事業契約書(案)

(1) 事業契約書(案)別紙 10(P61～P63)については、「事業契約書(案)別紙 10 (修正版)」を参照

別紙資料 17(修正版)

音楽高校の諸室の要求水準

1 音楽高校の諸室の室数及び面積一覧

各諸室名，室数及び1室の面積は，次のとおりです。

| 音楽高校諸室名等 | | 室数 | 1室面積 |
|--------------------------------------|------------|----|-----------------------|
| (1) 普通教室 | | 3室 | 65.60 m ² |
| (2) 生徒用ロッカー室 | | 1室 | 65.60 m ² |
| (3) 理科室 | | 1室 | 82.00 m ² |
| (4) 理科準備室 | | 1室 | 16.40 m ² |
| (5) 家庭科室 | | 1室 | 82.00 m ² |
| (6) 家庭科準備室 | | 1室 | 16.40 m ² |
| (7) 図書室 | | 1室 | 65.60 m ² |
| (8) コンピュータ室 | | 1室 | 98.40 m ² |
| (9) コンピュータ準備室 | | 1室 | 8.20 m ² |
| (10) 生徒会室 | | 1室 | 32.80 m ² |
| (11) 教育相談室 | | 2室 | 16.40 m ² |
| (12) カウンセリング室 | | 1室 | 13.12 m ² |
| (13) 保健室 | | 1室 | 52.48 m ² |
| (14) 進路指導・資料室 | | 1室 | 16.40 m ² |
| (15) 和室(茶室) | | 1室 | 65.60 m ² |
| (16) 多目的教室 | ア 多目的教室 A | 1室 | 16.40 m ² |
| | イ 多目的教室 B | 1室 | 131.20 m ² |
| | ウ 多目的教室 C | 2室 | 98.40 m ² |
| | エ 多目的教室 D | 3室 | 32.80 m ² |
| (17) 校長室 | | 1室 | 65.60 m ² |
| (18) 同窓会・資料室 | | 1室 | 32.80 m ² |
| (19) 職員室 合計 180.40 m ² | ア 事務エリア | 1室 | 32.80 m ² |
| | イ 普通科職員エリア | | 65.60 m ² |
| | ウ 音楽科職員エリア | | 32.80 m ² |
| | エ 音楽教材作成室 | | 32.80 m ² |
| | オ 打合せラウンジ | | 16.40 m ² |
| (20) 教員準備室(音楽科準備室) | | 1室 | 32.80 m ² |
| (21) 印刷室 | | 1室 | 16.40 m ² |
| (22) 非常勤講師控室 | | 1室 | 32.80 m ² |
| (23) 職員会議室 | | 1室 | 65.60 m ² |
| (24) 放送室 | | 1室 | 6 m ² |
| (25) 更衣室 | | 2室 | 8 m ² |
| (26) 休養室 | | 2室 | 8 m ² |
| (27) 給湯室 | | 1室 | 4 m ² |
| (28) 倉庫(1/4教室程度) | | 適宜 | 16.40 m ² |

| 音楽高校諸室名等 | | 室数 | 1室面積 |
|---------------|--------------|------------------|----------------------|
| (29) レッスン室 | ア レッスン室 A | 4室 | 65.60 m ² |
| | イ レッスン室 B | 20室 | 32.80 m ² |
| | ウ 打楽器レッスン室 | 1室 | 65.60 m ² |
| (30) ソルフェージュ室 | ア ソルフェージュ室 A | 1室 | 130 m ² |
| | イ ソルフェージュ室 B | 3室 | 90 m ² |
| (31) 体育館 | ア 舞台 | 1室 | 132 m ² |
| | イ アリーナ | 1室 | 528 m ² |
| | ウ 移動観覧席収納室 | 1室 | 46 m ² |
| | エ 倉庫 | 1室 | 30 m ² |
| | オ 管理室 | 1室 | 10.00 m ² |
| | カ 更衣室 | 2室 | 12 m ² |
| | キ 便所 | 2室 | 12 m ² |
| ク 多目的便所 | 1室 | 6 m ² | |

プロジェクター設置室()一覧

| 音楽高校諸室名等 | | 室数 | プロジェクター 設置 | カーテン等の別 |
|---------------|--------------|----|---------------|--------------|
| (1) 普通教室 | | 3室 | | 1 C |
| (3) 理科室 | | 1室 | | 1 C + LC(両側) |
| (5) 家庭科室 | | 1室 | | 1 C |
| (8) コンピュータ室 | | 1室 | | LB |
| (16) 多目的教室 | イ 多目的教室 B | 1室 | | 1 C 又は LB |
| (23) 職員会議室 | | 1室 | | 1 C 及び RC |
| (30) ソルフェージュ室 | ア ソルフェージュ室 A | 1室 | | 1 C |
| | イ ソルフェージュ室 B | 3室 | | 1 C |
| (31) 体育館 | ア 舞台 | 1室 | - | 1 C(アリーナ)電動 |

1 C : 遮光カーテン LC : 暗幕 LB : ブラインド RC : レースカーテン

別紙資料 18 修正版を参照のこと。

2 音楽高校の各諸室の要求水準(「別紙資料 18 修正版」も参照すること。)

| 凡例 諸室名 (室数) 室の基準面積(面積) (空調機器の設置) |
|--|
| (1) 普通教室 (3 室) 基準面積(65.60 m ²) |
| <p>ア 教室面積等</p> <p>(ア) 教室は，間口 8.0m，奥行き 8.2m(壁芯若しくは柱芯間の距離)の面積 65.60 m²(以下同様)を基準(1 室 40 人の机，椅子を設置)としています。</p> <p>(イ) 提案に当たっては，65.60 m²以上とすること。</p> <p>(ウ) 諸室の掲示板等の寸法については，<u>奥行き 8.2m</u>を基準に想定しているため。提案に基づいての寸法は変わるものとします。</p> <p>イ 床から天井までの高さ</p> <p>居室については，最低高さを 2.7m以上とし，高等学校設置基準に規定する室内気積を確保すること。</p> <p>ウ 床材</p> <p>そりや浮きがなく，階下に居室がある場合には，衝撃音，振動により他室に影響を与えないよう遮音性能(防音性能)を確保(他の諸室も同様)すること。また床材は，木質系のフローリング材とすること。</p> <p>エ 掲示板</p> <p>教室後面の壁には，床面から高さ約 1.1mから上部に掲示板(幅約 7.0m，高さ 1.6 m)を設置するものとする。</p> <p>なお，<u>教室の後面に設置することがある生徒用収納棚</u>の設置は要しない。</p> <p>オ 黒板及び掲示板</p> <p>(ア) 教室の前面に，上下スライド式曲面黒板(幅 3.6m，高さ 1.2m，上下 30cm 可動，暗線入り)を設置すること。</p> <p>(イ) 前面の黒板以外の部分については，下端を黒板の位置(床面から高さ約 1.1m)とし，掲示板(幅 2.0m，高さ 1.6m)を黒板の両側に設置すること。ただし，1 面の掲示板裏に設備器具取付用板を取付けること。</p> <p>カ プロジェクター等</p> <p>天吊式プロジェクター，スクリーン(自動巻上げ式，80 吋程度)及びスクリーンボックスを設置し，音響設備を設置すること。</p> <p>キ カーテン等(<u>プロジェクター設置室は，遮光カーテンとする。</u>)</p> <p>窓側には，カーテン及びカーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>ク 手摺</p> <p>2 階以上に諸室(教室以外も含む。)を配置する場合は，窓側(外部側)に床面から高さ 1.2mの位置を基準に，安全に配慮して手摺を取り付けること。</p> <p>ケ 地図掛パイプ</p> <p>黒板の上部に地図掛パイプ(長さ 5.4m)を設置すること。</p> |
| (2) 生徒用ロッカー室 |
| <p>ア 学年別(3 学年，3 学級分)に楽器等ロッカー及び大型楽器保管庫を設置すること。ただし，学年別に区画すること。</p> |

| |
|---|
| <p>イ ロッカーの形状等</p> <p>(ア) 高さ 100 cm(可変棚 2 段), 幅 30cm(1 個当たり), 奥行 60 cm で, 鍵付き扉の木製ロッカーを設置すること。</p> <p>(イ) ロッカーの個数については, 1 学年につき 40 個を設置すること。</p> <p>(ウ) 下段を開放型の棚にするなどして, 楽器等の出し入れを容易にすること。</p> <p>ウ 大型楽器保管庫</p> <p>高さ約 200cm, 幅約 200cm, 奥行 60cm とし, 各学年に 2 個を設置すること。</p> <p>なお, 地震時の転倒等についての対策を講じること。</p> |
| <p>(3) 理科室(1 室)</p> |
| <p>ア 「教室面積等」, 「床から天井までの高さ」, 「黒板及び掲示板」, 「プロジェクター等」は, (1) 教室に同じ。</p> <p>イ 床材</p> <p>耐薬品・耐水性の高い床材とする。</p> <p>ウ カーテン等</p> <p>窓側には, カーテン, カーテンレール(カーテンボックス)及び暗幕を設置し, 廊下側についても暗幕を設置すること。</p> <p>エ 室内流し(シンク)</p> <p>耐化学薬品性の流し(約幅 4.0m, 奥行き 75cm 程度), 給湯設備(湯沸器)を設置すること。</p> |
| <p>(4) 理科準備室(1 室)</p> |
| <p>ア カーテン等</p> <p>(1) 教室に同じ</p> <p>イ 室内流し(シンク)</p> <p>耐化学薬品性の流し(幅約 2.0m), 給湯設備を設置すること。</p> <p>ウ 薬品庫</p> <p>薬品等の収納の薬品庫(幅 1.8m, 施錠可能)を設置すること。</p> <p>エ 白板及び掲示板</p> <p>壁面片側に白板(幅 1.8m, 高さ 1.6m)及び掲示板(幅 1.8m, 高さ 1.6m)を各 1 箇所設置すること。</p> |
| <p>(5) 家庭科室(1 室)</p> |
| <p>ア 「教室面積等」, 「床から天井までの高さ」, 「プロジェクター等」, 「カーテン等」</p> <p>(1) 教室に同じ。</p> <p>イ 床材</p> <p>床材の下地は耐水性があり, 水の飛散による影響を受けにくいフローリング材とすること。</p> <p>ウ 白板及び掲示板等</p> <p>(ア) 教室の前面に, 上下スライド式白板(幅 3.6m, 高さ 1.2m, 上下 30cm 可動, 暗線入り)を設置すること。</p> <p>(イ) 白板以外の壁面については, 床上約 1.1m の床面から上部に掲示板を設置する</p> |

| |
|---|
| <p>こと。</p> <p>(ウ) 教室の後面には，掲示板は不要(食器棚の配置等を想定)とする。</p> <p>エ 収納棚等</p> <p>(ア)窓下には，ミシン等収納のため，木製固定戸棚(幅 1.8m，奥行 60cm)を 2 箇所設置すること。</p> <p>(イ) 食器棚(幅 1.8m，奥行 60cm，高さ 1.8m)を 2 箇所設置すること。</p> <p>オ 室内流し(シンク)</p> <p>流し(幅 4.0m程度) 給湯設備(湯沸かし器等)を設置すること。</p> <p>カ 洗濯パン(1 箇所)</p> <p>現在の洗濯機の規格に対応した洗濯パン(排水)を設置すること。</p> |
| <p>(6) 家庭科準備室(1 室)</p> <p>ア カーテン等</p> <p>(1) 教室に同じ</p> <p>イ 洗面器</p> <p>手洗い用洗面器，洗面器取付け台を設置すること。</p> <p>ウ 白板及び掲示板</p> <p>壁面片側に白板(幅 1.8m，高さ 1.2m)及び掲示板(幅 1.8m，高さ 1.2m)を各 1 箇所設置すること。</p> <p>エ 収納棚等</p> <p>壁面を利用し，木製固定棚(幅 1.8m，奥行 60cm，高さ 1.8m)を設置すること。</p> |
| <p>(7) 図書室(1 室)</p> <p>ア 室の要件</p> <p>サービスカウンター，開架スペース(片面及び両面書架の設置)，AV 架，閲覧席(パソコン操作，自習が可能)のスペースを設置すること。蔵書数について，約 3000 冊及び CD，DVD 等とする。</p> <p>イ 「床から天井までの高さ」，「カーテン等」</p> <p>(1) 教室に同じ</p> <p>ウ 床材</p> <p>タイルカーペット又は木質系フローリングとし，情報系コンセントを床面に設置すること。</p> <p>エ 手洗い</p> <p>図書，床等に水の飛散等がないように，また飛散した場合にも対応できることに配慮し，設置すること。</p> <p>オ 視聴ブース</p> <p>CD，DVD 等の視聴ブース(3 箇所程度)の AV 設備機器を設置すること。</p> |
| <p>(8) コンピュータ室(1 室)</p> <p>ア 「教室面積等」，「床から天井の高さ」，「プロジェクター等」</p> <p>(1) 教室に同じ</p> <p>イ ブラインド__等</p> |

| |
|---|
| <p>窓側(廊下側も含む。)には、ブラインド__を設置すること。</p> <p>ウ 白板及び掲示板等</p> <p>(ア) 教室の前面に、上下スライド式白板(幅 3.6m、高さ 1.2m、上下 30cm 可動、暗線入り)を設置すること。</p> <p>(イ) それ以外の壁面については、床上約 1.1mの位置から高さ 1.6mの掲示板を両側に設置すること。</p> <p>(ウ) 教室の後面に、掲示板(幅 7.0m、高さ 1.6m)を設置すること。</p> <p>エ 床材</p> <p>OA 床とし、タイルカーペットの仕上げとする。</p> |
| (9) コンピュ - タ準備室(1 室) |
| <p>ア 配置位置</p> <p>コンピュータ室に隣接して設置のこと。</p> <p>イ ブラインド等</p> <p>(8) コンピュータ室に同じ</p> <p>ウ 収納棚等</p> <p>窓下などを利用して木製の固定戸棚(幅 4.0m程度、奥行 40cm)1 箇所を設置すること。</p> <p>エ 白板及び掲示板</p> <p>壁面片側に白板(幅 1.8m、高さ 1.2m)及び掲示板(幅 1.8m、高さ 1.2m)を各 1 箇所設置すること。</p> <p>オ 床材</p> <p>OA 床とし、タイルカーペットの仕上げとする。</p> |
| (10) 生徒会室(1 室) |
| <p>ア カーテン等</p> <p>(1) 教室に同じ</p> <p>イ 白板及び掲示板等</p> <p>白板(幅 1.8m、高さ 1.2m)及び掲示板(幅 1.8m、高さ 1.2m)を設置すること。</p> <p>ウ 収納棚等</p> <p>窓下(幅 1.8m、高さ約 0.8m、2 段)の高さの固定戸棚 2 箇所を設置すること。</p> <p>エ 演奏会の準備等が可能なように、壁 1 面に作業台(幅 1.8m、奥行き 60cm 程度)を設置</p> |
| (11) 教育相談室(2 室) |
| <p>ア カーテン等</p> <p>カーテン及びレースのカーテン、カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>イ 洗面台等</p> <p>洗面台、鏡を設置すること。</p> |
| (12) カウンセリング室(2 室) |
| <p>ア カーテン等</p> |

| |
|--|
| <p>カーテン及びレースのカーテン，カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>イ ミニキッチン等 ミニキッチン(幅 1.2m程度)を設置すること。</p> <p>ウ 収納棚等 窓下の高さで，固定戸棚(幅 4.0m程度)を設置すること。</p> <p>エ 洗面台等 洗面台，鏡を設置すること。</p> |
| <p>(13) 保健室(1室)</p> |
| <p>ア カーテン等 カーテン及びレースのカーテンとし，カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>イ ユニット流し台等 ユニット流し台(混合水栓)を設置し，コンロ(IH可)及び適宜コンセントを設置すること。</p> <p>ウ ベッド用カーテン ベッドを1台設置するため，ベッド部分全体を覆うカーテン(吊カーテンレール)を設置すること。</p> <p>エ 洗濯パン(1箇所) 現在の洗濯機の規格に対応した洗濯パンを設置すること。</p> <p>オ シンク 足洗用(混合水栓)にシンクを設置すること。 なお，洗濯パン，シンクを設置している箇所は，他の家具等と直接接しないよう側面に隔壁等を設けること。</p> <p>カ 床材 衛生的で，清掃が容易なフローリング床の仕上げとする。</p> <p>キ 白板等 壁面には，行事用白板(幅 2.7m，高さ 1.6m)及びは白板(幅 1.8m，高さ 1.6m，)を設置すること。</p> <p>ク 配置等 保健室とカウンセリング室とは，隣接して設置すること。</p> <p>ケ カウンセリング室内に，防音性(カウンセリング内容が聞こえない。)が高く，できるかぎり窓側からの日照を確保すること。</p> |
| <p>(14) 進路指導及び資料室(1室)</p> |
| <p>ア カーテン等 (1) 教室に同じ</p> <p>イ 白板等 壁面に，白板(幅 1.8m，高さ 1.2m)，掲示板(幅 1.8m，高さ 1.2m)，雑誌架(幅 90cm，高さ 1.6m程度)及び書架(幅 90cm，高さ 1.6m程度)を設置すること。</p> |

(15) 和室(茶室) (1室)

ア 和室の要件

茶道等の作法や伝統文化の体験が可能なように、和室(本間の規格)を設置するものとし、「玄関(引き戸)、下足箱、板間、寄付(2帖程度)、和室(8畳及び6畳)、床の間、水屋(水皿)、戸棚、物入れ、勝手口(下足箱)等」で構成する。

イ 建具等

襖、障子、欄間等を設置するものとし、襖、障子を外して広く使えるよう、茶道具用以外に、襖、障子、座布団(60枚)等を収納する物入れを設置すること。

ウ 電気炉

釜用の電気炉を設置することとし、夏季及び冬季で畳を入れ替えるものとする。

エ 流し

ミニキッチン(湯沸器)を設置し、コンロ(IH可)及び電気ポット用のコンセントを設置すること。

オ 壁の仕上げ

壁の仕上げは、じゅらく系の塗り壁とすること。

カ 空調設備の配置

空調設備の室内機等が、室内から直接に見えないように配慮して設置すること。

キ 天井の高さについては、和室の高さ(畳から天井まで)を基本にしてよい。

(16) 多目的教室 A (1室)

ア 室の要件

室内については、適切な残響、吸音及び防音性能を確保すること。

(ア) 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音、外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは、30dB 以下(NC25 以下、非常に静か)を目標値とする。

(イ) 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については、D 60(ほとんど聞こえない)を目標値とする。

イ 床材

そりや浮きがなく、階下に居室がある場合には、衝撃音、振動による影響がないよう遮音性を確保した床材とすること。ただし、グランドピアノ(1台)を設置することがあるので、設置箇所の荷重強度や防振機能に配慮すること。

ウ 白板及び掲示板

教室の前面に、白板(幅 3.6m、高さ 1.2m、五線入り)を設置し、それ以外の壁面については、床上約 1.1mの位置から高さ 1.6mの掲示板を両側に設置すること。

エ カーテン等

窓側には、ブラインド又はカーテン(カーテンボックス)を設置すること。

オ 鏡面の設置

室の利用については、長辺方向を利用して、合唱等の練習に使用するため、反対壁面に前面引戸付きの鏡面(全身)を設置すること。

(16) 多目的教室 B (1 室)

ア 室の要件

多目的教室 B は、地域や選挙投票所等としての利用も踏まえ、原則として 1 階、自治連合会会議室に隣接した位置(他の多目的教室とは配置位置が異なってもよい。)とすること。

イ 室内音響

室内については、適切な残響、吸音及び防音性能を確保すること。

(ア) 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音、外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは、30dB 以下 (NC25 以下、非常に静か)を目標値とする。

(イ) 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については、D 60(ほとんど聞こえない)を目標値とする。

ウ 床材

そりや浮きがなく、階下に居室がある場合には、衝撃音による影響がないよう遮音性を確保し木質系のフローリング材とすること。

エ 白板及び掲示板

教室の前面に、白板(幅 3.6m、高さ 1.2m)を設置し、それ以外の壁面については、床上約 1.1mの位置から高さ 1.6mの掲示板を両側に設置すること。

オ プロジェクター等

(1)教室に同じ

カ カーテン等

窓側には、ブラインド又はカーテン(カーテンボックス)を設置すること。

キ ユニット流し

ユニット流し(湯沸器)を設置し、コンロ(IH 可)及び電気ポット用のコンセントを設置すること。

(16) 多目的教室 C (2 室)

- ・多目的教室 C - 1
- ・多目的教室 C - 2

ア 室の要件

(ア) 多目的教室 C - 1

居室の長辺方向を利用して、合唱、ダンス練習に使用するため、反対壁面に引き戸扉付き鏡面(全身)を設置すること。

(イ) 多目的教室 C - 2 は、鏡面は不要とする。

イ 室内音響

室内については、適切な残響、吸音及び防音性能を確保すること。

(ア) 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音、外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは、30dB 以下 (NC25 以下、非常に静か)を目標値とする。

(イ) 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については，D 60(ほとんど聞こえない)を目標値とする。

(ウ) 床材

そりや浮きがなく，階下に居室がある場合には，衝撃音による影響がないよう遮音性を確保し，木質系のフローリング材とすること。

ウ カーテン等

窓側には，ブラインド又はカーテン(カーテンボックス)を設置すること。

エ 白板及び掲示板

前面に，白板(幅 3.6m，高さ 1.2m)を設置，それ以外の壁面については，床上約 1.1mの位置から高さ 1.6mの掲示板を両側に設置すること。

(16) 多目的教室 D (3 室)

ア 室内音響

室内については，適切な残響，吸音及び防音性能を確保すること。

(ア) 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音，外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは，30dB 以下(NC25 以下，非常に静か)を目標値とする。

(イ) 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については，D 60(ほとんど聞こえない)を目標値とする。

イ 床材

そりや浮きがなく，階下に居室がある場合には，衝撃音による影響がないよう遮音性を確保し木質系のフローリング材とすること。

ウ カーテン等

窓側には，ブラインド又はカーテン(カーテンボックス)を設置すること。

エ 収納棚等

腰下(幅 1.8m，高さ約 0.8m，2 段)の高さの固定戸棚 2 箇所を設置すること。

(17) 校長室 (1 室)

ア 室の要件

応接セット(市で負担)を配置するので，壁，床の仕上げ等に配慮した応接機能とゆとりあるつくりとすること。

イ カーテン等

カーテン及びレースのカーテンとし，カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。

ウ ユニット流し台等

ユニット流し台(混合水栓)，コンロ(IH 可)及びコンセントを設置すること。

エ 収納棚等

(ア) 窓下の壁面に木製固定棚(高さ 0.8m 程度)を設置すること。

(イ) ユニット流し台の他，別途，冷蔵庫(幅 0.9m 程度)，金庫(幅 1.1m，奥行き 0.7

| |
|---|
| <p>m, 高さ 1.8m)を設置するため壁面収納を設置すること。</p> <p>(ウ) 飾り棚 (ITV モニター等の設置)等を設置すること。</p> <p>オ 白板等</p> <p>(ア) 壁面には, 白板 (行事用: 幅 3.6m, 白板用: 幅 1.8m, 高さ 1.6m)を設置すること。</p> <p>(イ) 掲示板については, 幅 1.8m, 高さ 1.6mを設置すること。</p> <p>カ 額縁掛等</p> <p>壁面上部には, ピクチャーレール及び額縁掛を設置すること。</p> |
| <p>(18) 同窓会・資料室 (1 室)</p> <p>ア 室の要件</p> <p>応接機能を有すること</p> <p>イ カーテン等</p> <p>カーテン及びレースのカーテンとし, カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>ウ 収納棚等</p> <p>壁面の 1 面に木製固定棚 (窓下高さ 0.8m程度)を設置すること。</p> <p>エ クローク</p> <p>来客用クローク (幅 1.8m)を設置すること。</p> |
| <p>(19) 「職員室」(1 室)</p> <p>ア 事務エリア (35.28 m²)</p> <p>イ 普通科職員エリア</p> <p>ウ 音楽科職員エリア (イ + ウ 105.84 m²)</p> <p>エ 打合せラウンジ (26.46 m²)</p> <p>オ 音楽教材作成室 (1 室) (35.28 m²)</p> |
| <p>ア 室の要件</p> <p>(ア) 生徒の登下校, 来校状況が把握できる位置に配置すること。ただし, 困難な場合は, 事務室がその機能を確保できるように配慮すること。</p> <p>(イ) 教員の授業準備や事務スペース (別途, 机及びいすを設置)とし, アからオは, 原則, 1 室として計画すること。</p> <p>(ウ) 現在の普通科教職員数 9 名, 音楽科職員数 5 名, 校長, 教頭等の教職員 6 名を加えた 20 名程度の机, いすを配置, また打合せラウンジ, 相談コーナー等を設置すること。</p> <p>(エ) 部屋全体が明るく, 室全体として, まとまりがあり, おちついた雰囲気と機能的な室とする。</p> <p>(オ) 職員室は, 廊下側からも内部が見えるように配慮すること。</p> <p>イ カーテン等</p> <p>カーテン及びレースのカーテンとし, カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>ウ 床材</p> |

OA フロアーとしタイルカーペット仕上げとする。

エ ユニット流し台等

打合せラウンジに隣接して、ユニット流し台(混合水栓)を設置し、コンロ(IH可)及び別途冷蔵庫、電気ポットを設置するので、コンセントを設置すること。

なお、水回りのゆとりを確保したうえで、スクリーン等により仕切ること。

オ 白板等

室全体用の行事用等白板(幅 3.6m、高さ 1.5m、一部余白)を設置すること。

カ 白板等

壁面には、各エリアに行事用白板(幅 1.8m、高さ 1.5m、一部余白)を設置すること。

キ 放送設備等

校内放送、警報装置、監視カメラのモニター等の設備を設置すること。

ク 事務エリア

(ア) 収納棚等

壁面を利用し、木製固定棚(幅 4.0m、奥行 40cm、高さ 1.8m、可動棚付 2 箇所)を設置すること。

(イ) 白板等

壁面に、行事用白板(幅 1.8m、高さ 1.5m)、掲示板(幅 1.8m、高さ 1.5m)を設置すること。

(ウ) カウンターの設置

廊下側の出入り口に近い位置に生徒用等の受付用カウンター(記入台、受付カウンター、幅 4.0m程度)を設置すること。

ケ 普通科、音楽科職員エリア

(ア) 収納棚等

壁面(2面)の全幅(出入口部分を除く。)にわたって、木製固定棚(高さ 0.8m程度)を設置すること。

(イ) 相談コーナー

職員室内からの視線を遮る隔壁を設け、各科相談コーナーを設置すること。又は、個室形式にしてもよい。

コ 音楽教材作成室

職員室内に防音機能を有する室として区画し、扉等で職員室との連携が図れるようにすること。また職員室から在室状況が確認(高遮音ガラスタイプ)できるように配慮すること。

(ア) 白板

壁面 1 面に白板(幅 3.6m、高さ 1.2m、五線入り)を設置すること。

(イ) 掲示板

幅 1.8m程度の掲示板を設置すること。

(ウ) ピアノ(ライトアップ)1 台を配置するので、設置箇所の荷重強度や防振機能に配慮すること。

サ 収納棚

| |
|--|
| 資料の一時保管用の棚として、幅 1.8m、高さ 0.8mの収納棚を 2 箇所設置すること。 |
| (20) 教員準備室(音楽科準備室) (1 室) |
| <p>ア 室の要件 授業準備のピアノ及び音響設備等を設置するため、隣接する他の室等への防音に配慮し、多目的教室に準じた音響性能を確保すること。また音楽教材作成室と隣接してもよいものとする。</p> <p>イ カーテン等 カーテン及びレースのカーテンとし、カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>ウ 床材 タイルカーペット又は木質系フローリング仕上げとする。ただし、ピアノ(1 台)を設置するので、ピアノ重量に対応できること。</p> <p>エ 収納棚等 壁面 1 面の全幅にわたって木製固定棚(高さ 1.8m程度、上下段、楽譜、CD、DVD 等が収納可)を設置すること。</p> <p>オ 白板等 壁面には、行事用白板(幅 1.8m、高さ 1.2m)及び白板(幅 1.8m、高さ 1.2m)を設置すること。</p> |
| (21) 印刷室 (1 室) |
| <p>ア 室の要件 別途、印刷機 2 台、電子コピー機、感熱拡大機等の印刷機、裁断機及び関連機器を設置し、また用紙類、インク類等を保管する他、簡易な製本作業を行うスペースを確保すること。職員室に隣接して設置すること。</p> <p>イ カーテン等 カーテン、カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>ウ 床材 印刷塗料、印刷用トナー等による汚れがつきにくく、清掃の容易な床材とすること。</p> <p>エ 収納棚等 印刷物の区分、保管、パソコンデータの印刷等のため、壁面に作業机(幅 1.8m、奥行 90cm 程度)を設置、適宜、コンセント等を設置すること。壁面(作業机を設置する場合は、その箇所を除く。)に、木製固定棚(高さ 1.8m、幅 3.2m程度、上下 2 段、楽譜サイズが収納可)を設置すること。</p> <p>オ 白板等 壁面には、白板(幅 1.8m、高さ 1.2m)を設置すること。</p> <p>カ 手洗等 洗面器及び洗面器取付台(1 箇所)を設置する</p> |
| (22) 非常勤講師控室(1 室) |

| |
|--|
| <p>ア 室の要件 生徒のレッスン指導を行う非常勤講師(現時点 54 人)の授業待機及び物品等を保管する場とする。</p> <p>イ 収納ロッカー 非常勤講師用の物品等の収納のため、木製固定棚(幅 30cm、奥行 60cm、高さ約 100cm、可動棚付、扉・鍵付き)54 個分(上下段可)を設置すること。</p> <p>ウ メールボックス 非常勤講師用の連絡事項用に楽譜寸法のメール棚(引出式)を設置すること。</p> |
| <p>(23) 職員会議室(1 室)</p> |
| <p>ア 室の要件 教職員等約 20 名が口の字型での会議、少人数の保護者との会合、来校者への説明会場等として利用する。</p> <p>イ 「教室面積等」、「床から天井までの高さ」、「プロジェクター等」 (1)教室に同じ</p> <p>ウ カーテン等 カーテン及びレースカーテンとし、カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>エ 白板及び掲示板等 室の前面に、白板(幅 3.6m、高さ 1.2m)を設置し、それ以外の壁面部分については、床上約 1.1mの位置から天井下端まで掲示板を設置すること。</p> <p>オ 床材 OA フロアーとしタイルカーペット仕上げとする。</p> <p>カ 流し台等 ミニキッチン、湯沸かし器を設置し、コンロ(IH 可)及びコンセントを適宜、設置すること。 なお、水回りのゆとりを確保したうえで、隔壁等により直接見えないようにすること。</p> |
| <p>(24) 放送室(1 室)</p> |
| <p>ア 室の要件 暗騒音、防音性能に配慮し、放送室を設置すること。</p> <p>イ カーテン等 カーテン及びカーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>ウ 放送機器等 放送室、AV 調整卓、モニター、アンプ、レコーダー、デッキ等を設置し、校内放送が可能とすること。</p> |
| <p>(25) 更衣室(2 室)</p> |
| <p>ア 男女別(各 1 室)に設置すること。</p> <p>イ 出入戸扉の内部にカーテン等を取付け、室外からの直接の視線を遮ること。</p> <p>ウ 窓側には、カーテンを設置すること。</p> |

| |
|--|
| エ 1人用のシャワー(ユニット)設備をそれぞれ設置すること。 |
| (26) 休養室(2室) |
| <p>ア 男女別(各1室)に設置すること。</p> <p>イ 出入戸扉の内部にカーテン等を取付け、室外からの直接の視線を遮ること。</p> <p>ウ 窓側には、カーテンを設置すること。</p> |
| (27) 給湯室(1室) |
| <p>ア 室の要件 生徒用の湯茶の準備、提供のための設備及び薬缶等の保管する場とし、施錠可能な室とし、火傷等に対するの安全性を確保すること。</p> <p>イ 給湯、給茶設備等</p> <p>(ア) 給湯器(設定温度 99℃、電気又はガス)及び湯沸器を設置すること。</p> <p>(イ) 薬缶洗いができる流しを設置すること。</p> <p>(ウ) 薬缶の保管のため、棚(薬缶3個程度)を設置すること。</p> <p>(I) 別途、冷蔵庫、電気給湯ポット、ウォータークーラー(給排水設備要)が配置できるよう、コンセント及び作業台(薬缶棚兼用も可)のスペースを確保すること。</p> |
| (28) 倉庫(適宜) 基準面積(1/4 教室程度) |
| <p>ア 室の要件 各階に1以上の倉庫を設置すること。</p> <p>イ 1壁面に収納棚(幅40cm、高さ1.8m)を設置すること。</p> |

(29) レッスン室

- ・レッスン室 A (4 室)
- ・レッスン室 B (20 室)
- ・打楽器レッスン室(1 室)

ア 室の要件

レッスン室 A , B 及び打楽器レッスン室については、次のとおりとする。

(ア) 残響及び防音性の確保

室内については、楽器等のレッスンに使用するため、適切な残響、吸音及び防音性能を確保すること。

(イ) 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音、外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは、30dB 以下 (NC25 以下、非常に静か)を目標値とする。

(ウ) 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については、D 60(ほとんど聞こえない)以上を目標値とする。

(エ) 室使用状況の視認

レッスン室については、室内に人がいるかどうか、外部の廊下等からわかるように扉(高遮音ガラスタイプ)若しくは壁面にスリット状の窓ガラス等を設置すること。

(オ) 出入口扉

室の扉については、マリンバやチェンバロまたグランドピアノの出し入れが容易であること。

(カ) 天井の高さ

床から天井までの高さについては、レッスンの際に支障のない高さを確保するように配慮すること。

イ 各室の要件

(ア) レッスン室 A

個人レッスン及びアンサンブルのレッスンが可能なスペースを確保すること。
なお、ピアノ等の配置を考慮した間口(奥行)とすること。

(イ) レッスン室 B

グランドピアノ 2 台を配置し、講師 1 人と生徒 2, 3 人のレッスンが可能なスペースとする。

ウ 打楽器レッスン室

(ア) 打楽器のレッスン及び生徒の自習が可能なスペースとする。

(イ) 低音域に対する防振、防音への対策に配慮すること。

(ウ) 室の位置については、打楽器倉庫にできるだけ近接する場所とすること。

(30) ソルフェージュ室

- ・ソルフェージュ室 A (1 室)
- ・ソルフェージュ室 B (3 室)

ア 室の要件

楽譜を中心とした音楽理論を、実際の音に結びつける訓練を行うソルフェージュの場として、習熟度別ソルフェージュ及び音楽史などの理論系の授業を行うため、次のとおりとする。

(ア) 室内については、適切な残響，吸音及び防音性能を確保すること。

(イ) 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音，外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは，30dB 以下（NC25 以下，非常に静か）とする。

(ウ) 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については，D 60(ほとんど聞こえない)以上とする。

(エ) 床材

そりや浮きがなく，階下に居室がある場合には，衝撃音による影響がないよう遮音性を確保し，木質系のフローリング材とすること。ただし，グランドピアノ（2 台）を設置するので，荷重強度や防振機能に配慮すること。

(オ) 白板及び掲示板

教室の前面に，上下スライド式白板（幅 3.6m，高さ 1.2m，上下 30cm 可動，五線入り）を設置し，それ以外の壁面については，床上約 1m の位置から天井下端まで掲示板を設置すること。

(カ) プロジェクター等

天吊式でプロジェクター，スクリーン（自動巻上げ式，80 吋）及びスクリーンボックスを設置し，AV 機器設備を設置すること。

(キ) カーテン等

窓側には，ブラインド又はカーテン（収納ボックス）を設置すること。

(ク) スピーカー等音響設備

教室前面（白板側）に，音響性能が高く，クラシックに適したスピーカー及び AV 接続端子等を設置すること。

イ 各室の要件

(ア) ソルフェ - ジュ室 A

a 机（幅 1.8m，奥行 0.45m）1 台に 3 脚のいすを配置し，合計 72 人（最大 120 人の収容）までが受講可能とする。

b 室の前面にグランドピアノ 2 台を配置するスペースを確保できること。また床荷重及び防振機能を確保すること。

(イ) ソルフェ - ジュ室 B

a 机（幅 1.8m，奥行 0.45m）1 台に 3 脚の椅子を配置し，合計 45 人（最大 80 人の収容）までが受講可能とする。

b 室の前面にグランドピアノ 2 台を配置するスペースを確保できること。また床荷重及び防振機能を確保すること。

(31) 屋内体操場(体育館)

- ・舞台(1室)
- ・アリーナ(1室)
- ・移動観覧席収納室(1室)
 基準面積(事業者の提案する移動観覧席 300 以上収納な面積)
- ・倉庫(1室)
- ・管理室(1室)
- ・更衣室(男女別各 1 室)
- ・便所(男女別各 1 室)
- ・多目的便所(1室)

ア 室の要件

体育の授業，地域のバレーボール等のスポーツ利用，講演会，少年合唱団及び子どもの音楽教室等の練習場，演奏会及び演劇等の多目的な機能に対応可能とすること。また，体育館が，音楽ホールと接する場合，音楽ホールに影響を与えないよう最大限の対策を講じること。

(ア) 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音，外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは，35dB 以下 (NC30 以下，特に気にならない)を目標値とすること。

(イ) 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については，D55(かすかに聞こえる。)以上を目標値とすること。

(ロ) 界床遮音性能

重量衝撃音に対する対策を十分講じるものとする。特に低周波数に配慮するものとし，遮音等級については，L50 以下を目標値とすること。

(イ) 音響効果

体育館は，残響過多となり，音場の明瞭度が悪くなるため，残響可変への配慮を行い，残響時間 2 秒以下程度を目標値とし，また音圧分布は，5db 程度以下を目標値として，ばらつきが少ないよう配慮すること。

(オ) スクリーン等

スクリーン(電動巻上げ式，200 吋)及びスクリーンボックスを設置し，AV 機器設備を設置すること。

(カ) スピーカー等音響設備

可変性に配慮し，音響性能が高く，明瞭度の高いスピーカー，放送設備を設置すること。

(キ) 空調設備等(湿度制御)

多目的利用のため，アリーナ及び舞台の室温設定(湿度制御)を一定にするため，空調設備を設置するものとし，設備容量確保の算定に当たっての室温設定目標値は，次のとおりとする。

(ク) 目標値

- a 冬期：18 から 20 までの範囲

- b 夏期：25 から 28 までの範囲
- (ケ) 日射遮蔽等
 - 室内環境の快適性に対する配慮として、不均一放射や上下温度差等、外部の影響を受けないように配慮すること。
- (コ) 照明設備等
 - 適切な照度を確保し、照明制御システム(照明操作卓)、またオートリフター等により管球類の交換が容易なものとする。また、コンセントについては、フロア及び壁にコンセントを適宜設置すること。
- イ ラウンジスペース等
 - アリーナ前には、できる限り交流、情報提供等の掲示板設置等のスペースを設けるものとする。また手洗設備(水飲機器)及び体育館用の下足箱(40 足程度)を設置すること。
- ウ 各室の要件
 - (ア) アリーナの要件
 - a 短辺は、練習用バレーボールコート 1 面(6 人制の規格コート寸法 18m 及び両外側 2m 以上)が確保できる長さ(22m 以上)とする。
 - b 長辺は、練習用バレーボールコート幅(6 人制の規格コート寸法 9m とコート間のスペース)2 面分(正規のコート 1 面は確保)が確保できる長さ(24m 以上)とする。
 - c バレーボールコート(正規のコート)面上で、天井高さは、7m 以上確保するものとする。
 - d コート表示等
 - 床には、球技に必要なコート表示を行うこと。またバレーボール用支柱基礎を設置すること。
 - e 防球ネット等
 - 舞台前、アリーナ中央、両壁面側には、防球ネットを設置すること。また 4 壁面(舞台を除く。)には、紅白幕等の吊下げ用フックを設置すること。
 - f カーテン等
 - アリーナ壁面に窓等を設ける場合は、電動式の暗幕(又は遮光カーテン)及びカーテンレールを設置すること。
 - (イ) 移動観覧席(収納室)
 - a 電動式移動観覧席
 - 体育館後方に収納可能な移動観覧席(ロールバックチェアースタンド)300 席以上を設置(スタッキングチェアを併用して合計 800 席程度を想定)すること。
なお、アリーナの長辺の壁面と移動観覧席の間に適切な幅員を確保して、体育館の扉、通行を可能にすること。
 - b 移動観覧席数
 - 300 席以上、1 人間口 50cm 以上とし、収納等の出し入れが安全で容易なものとする。また、ガタツキ等がないこと。

c 設備

手摺，サイドカバー，固定式ステップ等の取り付けや移動観覧席の走行時の安全を確保すること。

d 壁面収納等

移動観覧席の壁面収納及び保守等に必要な幅（3m程度）を確保するものとし，関係者以外の出入りができないよう扉を設けること。

エ 舞台

(ア) 舞台の奥行

アリーナの前面に舞台を設置するものとし，プロセニウム形式で，間口約 14 m程度(可動プロセニウムの設置も可)とし，奥行きは6.5m以上を確保すること。

(イ) 舞台そで等

舞台そで(上，下)を両側に確保するものとし，舞台上を通過せずに相互に移動できるように，通路等を確保すること。

(ウ) 音響等への配慮

体育館の多機能な目的に対応できるように反射板等の設置も配慮すること。

(エ) 収納棚

舞台下等に椅子(500席程度)が，収納できるようにすること。

(オ) 体育館備品等

- a アリーナから舞台に掛けるステップ(2基)
- b ひな壇2段3基(2セット)及び収納台車
- c ステージ下いす収納台車

(カ) 舞台設備等

舞台の吊下げ用バトン，幕及び操作盤等を設置すること。また別途，活用する緞帳についての配管及びバトン等についても設置すること。

なお，舞台機構として吊物バトンについては，2本程度，照明用バトンについては，2本，巻取りスクリーン1枚及びサイド幕，後幕， Horizont幕等の諸幕を設置すること。

(キ) マイク設備等

舞台上での講演等の実施が可能なように舞台そでの一部に放送室(又はスペース)を設置し，フロアコンセント，音響設備等を設置すること。またスピーカ-の明瞭度に配慮すること。

(ク) 舞台照明設備

シーリングライト，ボーダーライト，サスペンションライト等の舞台照明設備を設置すること。

オ 倉庫

(ア) アリーナからの物品の移動が可能なようにするものとします。

(イ) 壁面に球技の支柱，用品及び物品を収納するため，壁面に収納固定棚(高さ 1.8 m，2段程度)を設置するものとする。

カ 管理室

(ア) アリーナ内からの出入りが可能とするか体育館に隣接して設けるものとする。

(イ) 掲示板等

壁面に行事用白板(幅 1.8m, 高さ 1.2m)及び掲示板(幅 1.8m, 高さ 1.2m)を設置すること。

(ウ) 流し台等

ミニキッチン(混合水栓)を設置し, コンロ(IH 可)及びコンセントを適宜, 設置すること。

キ 更衣室

男女別各 1 室をアリーナに隣接して設けるものとする。

ク 更衣ロッカー等

壁面を利用して, 40 人分の更衣ロッカー(若しくは棚)を設置すること。

ケ 便所

男女別各 1 室を体育館利用者数に十分対応できる快適な便所を設置すること。

コ 多目的便所

子どもから高齢者までが利用しやすい, 車椅子対応の便所とすること。

(32) 玄関及び昇降口

- ・音楽高校昇降口
- ・少年合唱団, 子どもの音楽教室併用昇降口

ア 音楽高校昇降口の要件

生徒, 教職員, 学校関係者の玄関と二足制に伴う下足の場として昇降口を整備するものとし, 人々を迎え入れる場として明るい雰囲気となるようにすること。また, 特に登校時での混雑を避けるためにもゆとりのあるスペースとすること。

イ 音楽高校の昇降口の要件

(ア) 下足箱及び傘立ての区分, 数量計 230 人分

- 内訳 a 教職員用: 80 人分
- b 生徒用: 120 人分
- c 来客者用: 30 人分

(イ) 掲示板の設置

壁面を利用して, 生徒等への連絡事項やポスター等を貼付する掲示板(幅 4.8 m 程度, 高さ 1.2m)を, 適宜, 設置すること。

(ウ) 壁面等

壁面に絵画等の額縁の固定設置等が対応可能なものとする。

(エ) 床等

玄関内の床材は, 雨天時の傘の水滴などの影響を受けない滑りにくい材質とし, また清掃等が容易な材質とすること。

(オ) 空調設備等

昇降口内の空調設備の設置を検討すること。

ウ 少年合唱団, 子どもの音楽教室の昇降口

指導者及び来客者の昇降口(子どもたちの玄関)を, 音楽高校の昇降口と区画して設置するものとし, 昇降口での下足のため, 100 人分の下足箱を設置すること。

資料 18 修正版

| 諸室名 | 白板(黒板) | 掲 示 板 | カーテン 又はブラインド | スクリーン (ボックス)等 | その他家具 |
|-----------|--|--|-------------------|------------------|--|
| 普通教室 | 上下スライド曲面黒板(幅 3.6m, 高さ 1.2m(1.8m), 上下 30cm 可動, 暗線入り) | 高さ 1.5m, 黒板両側に設置 教室の後面に 幅 7.0m, 高さ 1.6m の掲示板を設置 | 1 C | プロジェクター | ・地図掛パイプ(L=5.4m) |
| 生徒用ロッカー室 | | | C | - | ・木製ロッカー(W0.3 * D0.6 * H1m) 学年につき 40 個, 3 学年 ・大型楽器保管庫(W2.0 * D0.6 * H2m) |
| 理科室 | 教室に同じ | 教室に同じ | 1 C+LC×2(両 窓側) | プロジェクター | ・流し(4.0m), 給湯器(湯沸器) ・地図掛パイプ(L=5.4m) |
| 理科準備室 | 壁面の片側に幅 1.8m, 高さ 1.6m | 幅 1.8m, 高さ 1.6m | C | - | ・流し 2.0m 給湯器(湯沸器) ・薬品庫 |
| 家庭科室 | 上下スライド式, 幅 3.6m, 高さ 1.2m, 上下 30cm 可動, 暗線入り(白板) | 床上約 1m の位置から天井下端ま でに設置 | 1 C | プロジェクター | ・収納棚(W1.8 * D0.6 * H0.8m × 2) ・食器棚(W1.8 * D0.6 * H1.8m × 2) ・洗濯パン ・地図掛パイプ(L5.4m) |
| 家庭科準備室 | 壁面片側に幅 1.8m, 高さ 1.2m | 幅 1.8m, 高さ 1.2m | C | - | ・手洗 ・収納棚(W1.8 * D0.6 * H1.8m) |
| 図書室 | | | C | - | ・洗面器, 洗面器取付台 ・片面書架(W1.8 * D0.24 * H2.1m × 3) ・両面書架(W1.8 * D0.45 * H2.1m × 3) ・雑誌架 ・視聴覚ブース(CD, DVD 視聴覚設備 × 3) |
| コンピュータ室 | 教室の前面に, 上下スライ ド式幅 3.6m, 高さ 1.2m, 上 下 30cm 可動, 暗線入り | 白板以外の壁面に, 床上約 1.1m の位置から高さ 1.6m の掲示板を 両側に設置し, 教室の後面に, 幅 7.0m, 高さ 1.6m の掲示板を設 置 | LB × 2(両窓側) | プロジェクター | ・地図掛パイプ(L5.4m) |
| コンピュータ準備室 | 壁面両側に幅 1.8m, 高さ | 幅 1.8m, 高さ 1.2m | LB | - | ・洗面器, 洗面器取付台 |

| | | | | | | |
|------------------|---|--|-----------------|---------|--|---|
| | 1.2m | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・収納棚(W4.0*D0.4*H0.8m) |
| 生徒会室 | 幅 1.8m, 高さ 1.2m | 幅 1.8m, 高さ 1.2m | C | - | | <ul style="list-style-type: none"> ・収納棚(W1.8*D0.4*H0.8m×2) ・作業台(W1.8*D0.6m) |
| 教育相談室 | | | C+RC | - | | <ul style="list-style-type: none"> ・洗面台(鏡) |
| カウンセリング室 | | | C+RC | - | | <ul style="list-style-type: none"> ・ミニキッチン(湯沸器) ・収納棚(W4.0*D0.4*H0.8m) ・洗面台(鏡) |
| 保健室 | 壁面には行事用白板幅 2.7m, 高さ 1.6m, 白板幅 1.8m, 高さ 1.6m | | C+RC | - | | <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット流し(湯沸器) ・ベッド用カーテン(カーテンレール) ・洗濯パン ・シンク(湯沸器) |
| 進路指導及び資料室 | 壁面に幅 1.8m, 高さ 1.2m | 幅 1.8m, 高さ 1.2m | C | - | | <ul style="list-style-type: none"> ・雑誌架(W0.9*D0.4*H1.6m) ・書架(W0.9*D0.4*H1.6m) |
| 和室(茶室) | | | 障子・襖 | - | | <ul style="list-style-type: none"> ・ミニキッチン(湯沸器) ・下足箱(勝手口) |
| 多目的教室 A | 教室の前面に, 幅 3.6m, 高さ 1.2m, 五線入り | 白板以外の壁面に, 床上約 1.1m の位置から高さ 1.6m の掲示板を両側に設置 | <u>C</u> 又はLB | - | | <ul style="list-style-type: none"> ・壁面鏡(W14*H1.8m)・引き戸 |
| 多目的教室 B | 教室の前面に, 幅 3.6m, 高さ 1.2m | 白板以外の壁面に, 床上約 1.1m の位置から高さ 1.6m の掲示板を両側に設置 | <u>1 C</u> 又はLB | プロジェクター | | <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット流し(湯沸器) |
| 多目的教室 C (C-1, 2) | 前面に, 幅 3.6m, 高さ 1.2m | 白板以外の壁面に, 床上約 1.1m の位置から高さ 1.6m の掲示板を両側に設置 | <u>C</u> 又はLB | - | | <ul style="list-style-type: none"> C-1・壁面鏡(W8*H1.8m)・引き戸 |
| 校長室 | 壁面には行事用白板幅 3.6m, 高さ 1.2m, 白板幅 1.8m, 高さ 1.2m | 幅 1.8m, 高さ 1.6 | C+RC | - | | <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット流し(湯沸器) ・収納棚(W1.8*D0.4*H0.8m×2) ・壁面収納・飾り棚(W7.0*D0.4~1.0*H2.7m) ・額縁掛, ピクチャーレール |

| | | | | | |
|---------------------------------|--|--|--------|---------|--|
| 同窓会・資料室 | | | C+RC | - | <ul style="list-style-type: none"> ・収納棚(W1.8*D0.4*H0.8m×2) ・木製クローク(W1.8*D0.9*H1.8m) |
| 職員室 | 室全体の行事用白板幅 3.6m,高さ1.5m,一部余白 | 資料17参照 | C+RC | - | |
| 事務エリア | 壁面には行事用白板幅 1.8m,高さ1.5m | 幅1.8m,高さ1.5m | C+RC | - | <ul style="list-style-type: none"> ・収納棚(W4.0*D0.4*H1.8m×2) ・カウンター(W4.2m) ・職員エリアとの区画壁(カウンター部分) |
| 普通科職員エリア 音楽科職員エリア 打合せラウンジ | | | C+RC | - | <ul style="list-style-type: none"> ・壁面両面収納棚(W1.8*D0.4*H0.8m) |
| 音楽教材作成室 | 壁面1面に幅3.6m,高さ 1.2m,五線入り | 幅1.8m程度 | C+RC | - | <ul style="list-style-type: none"> ・収納棚(W1.8*D0.4*H0.8m×2) |
| 教員準備室 (音楽科準備室) | 壁面には行事用白板幅 1.8m,高さ1.2m,白板幅 1.8m,高さ1.2m | | C+RC | - | <ul style="list-style-type: none"> ・木製固定棚(W1.8*H1.8m CD・DVD収納) |
| 印刷室 | 壁面に幅1.8m,高さ1.2m | | C | - | <ul style="list-style-type: none"> ・収納棚(W3.2*D0.6*H1.8m)・上下2段 ・作業机(W1.8*D0.9) ・手洗・洗面台取付台 |
| 非常勤講師控室 | | | C+RC | - | <ul style="list-style-type: none"> ・収納ロッカー(W0.3*D0.6*H1.0m/1箇所) 扉・鍵付 54個 ・メールボックス(54個分) |
| 職員会議室 | 前面に,幅3.6m,高さ1.2m | 白板以外の壁面に,床上約1.1m の位置から天井下端までに掲示板を設置 | 1 C+RC | プロジェクター | <ul style="list-style-type: none"> ・ミニキッチン |
| 放送室 | | | C | - | <ul style="list-style-type: none"> ・放送設備 |
| 更衣室 | | | C | - | <ul style="list-style-type: none"> ・ユニットシャワー ・出入口カーテン(カーテンレール) |

| | | | | | |
|-----------|--|-----------------------------------|-----|---------|------------------------------------|
| 休養室 | | | C | - | ・出入口カーテン(カーテンレール) ・洗面台(鑑) |
| 給湯室 | | | C | - | ・流し(シンク), 給湯器, 湯沸器 ・薬缶棚(作業台兼用可) |
| 倉庫(各階1室) | | | - | - | ・壁面収納棚(W0.4 * D0.4 * H1.8m) |
| レッスン室A | | | C | - | |
| レッスン室B | | | C | - | |
| 打楽器室レッスン室 | | | C | - | |
| ソルフェージュ室A | 教室の前面に, 上下スライド式幅3.6m, 高さ1.2m, 上下30cm可動, 五線入り | 白板以外の壁面に, 床上約1mの位置から天井下端までに掲示板を設置 | 1 C | プロジェクター | ・音響設備 |
| ソルフェージュ室B | 教室の前面に, 上下スライド式幅3.6m, 高さ1.2m, 上下30cm可動, 五線入り | 白板以外の壁面に, 床上約1mの位置から天井下端までに掲示板を設置 | 1 C | プロジェクター | ・音響設備 |

| | | |
|-----|--|--|
| 体育館 | ア 舞台(舞台そで含む。) イ アリーナ ウ 移動式観覧席 エ 倉庫 オ 管理室 カ 更衣室(男女別) キ 便所(男女別) ク 多目的便所 | <ul style="list-style-type: none"> ・舞台及びアリーナ 遮光カーテン(電動), カテール 舞台前移動式階段×2 紅白幕フック 時計(防護) 緞帳用配管, パン ビデオ配管 防球ネット(舞台前, 中央, 両サイド) バレーボール用基礎及び支柱3面分 音響設備 巻上 げスクリーン サイン 移動観覧席及び設備1式 いす収納台車 舞台用諸幕 ・倉庫 収納棚(W1 壁面幅*D0.6*H1.8) ・管理室 掲示板(幅1.8*高さ1.2) 白板(WBE - 1.8*1.2) ミニキッチン ・更衣室 更衣用ロッカー(棚)40人分(各室) ・便所 洗面器・洗面器取付台・鏡 ・多目的便所 洗面器・洗面器取付台・鏡 警報設備 |
|-----|--|--|

| 諸室名 | 備品等 |
|---------|--|
| 玄関及び昇降口 | 下足箱(音楽高校230人分, 少年合唱団及び子どもの音楽教室100人分) 傘立 掲示板(幅4.8*高さ1.2) ビデオチャレール |

注1：備品等の形状については、幅はW，奥行きはD，高さはHで表記している。また単位については，mである。

注2：備品等については「資料17(修正版)」にも記載しているので，参照すること。

注3：カーテン，ブラインドの種別

1 C：遮光カーテン，C：カーテン，RC：レースカーテン，LB：ブラインド，LC：暗幕

配置位置等の具体的な内容には，設計段階で学校等と協議するものとする。

新校舎等の諸室の設備等の一覧

| 分類 | 室名 | 電気設備 | | | | | | | 給排水衛生設備 | | | | | ガス(電気)熱源設備 |
|-------------------|----------------|----------|------------|------|------|---------|-------------|-------|-------------|------|------|------|------|------------|
| | | 電灯(電気)設備 | 情報網(LAN)設備 | 電話設備 | 電気時計 | 映像・音響設備 | 拡声設備(スピーカー) | テレビ受信 | 監視カメラ(モニター) | 空調設備 | 換気設備 | 給水設備 | 給湯設備 | |
| 1 音楽高校・校舎 | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) | 普通教室 | | | | | | | | | | | | | |
| (2) | 生徒用ロッカー室 | | | | | | | | | | | | | |
| (3) | 理科室 | | | | | | | | | | | | | |
| (4) | 理科準備室 | | | | | | | | | | | | | |
| (5) | 家庭科室 | | | | | | | | | | | | | |
| (6) | 家庭科準備室 | | | | | | | | | | | | | |
| (7) | 図書室 | | | | | | | | | | | | | |
| (8) | コンピュータ室 | — | — | IP | — | — | — | — | — | — | | | | |
| (9) | コンピュ - タ準備室 | | | | | | | | | | | | | |
| (10) | 生徒会室 | | | | | | | | | | | | | |
| (11) | 教育相談室 | | | | | | | | | | | | | |
| (12) | カウンセリング室 | | | | | | | | | | — | — | | |
| (13) | 保健室 | | | | | | | | | | | | | |
| (14) | 進路指導室・資料室 | | | | | | | | | | | | | |
| (15) | 和室(茶室) | | | | | | | | | | | | | |
| (16) | 多目的教室A | | | IP | | | | | | | | | | |
| | 多目的教室B | | | | | | — | | | | | | | |
| | 多目的教室C | | | IP | | | | | | | | | | |
| | 多目的教室D | | | IP | | | | | | | | | | |
| (17) | 校長室 | | | | | | | | | | | | | |
| (18) | 同窓会・資料室 | | | | | | | | | | | | | |
| (19) | 職員室 | | | | | IP | | | | | | | | |
| | ア 事務エリア | | | | | | | | | | | | | |
| | イ 普通科職員エリア | | | | | | | | | | | | | |
| | ウ 音楽科職員エリア | | | | | | | | | | | | | |
| | エ 打合せラウンジ | | | | | | | | | | | | | |
| オ 音楽教材作成室 | | | | | | | | | | | | | | |
| (20) | 教員準備室(音楽科準備室) | | | | | | | | | | | | | |
| (21) | 印刷室 | | | | | | | | | | | | | |
| (22) | 非常勤講師控え室 | | | | | | | | | | | | | |
| (23) | 職員会議室 | | | IP | | | | | | | | | | |
| (24) | 放送室 | | | | | | | | | | | | | |
| (25) | 更衣室 | | | | | | | | | | | | | |
| (26) | 休養室 | | | | | | | | | | | | | |
| (27) | 給湯室 | | | | | | | | | | | | | |
| (28) | 倉庫(一般) | | | | | | | | | | | | | |
| (29) | ア レッスン室A | | | IP | | | | | | | | | | |
| | イ レッスン室B | | | IP | | | | | | | | | | |
| | ウ 打楽器レッスン室 | | | IP | | | | | | | | | | |
| (30) | ア ソルフェ - ジュ室A | | | IP | | | | | | | | | | |
| | イ ソルフェ - ジュ室B | | | IP | | | | | | | | | | |
| 2 音楽高校・屋内体操場(体育館) | | | | | | | | | | | | | | |
| (31) | ア 舞台(舞台そでを含む。) | | | IP | | | | | | | | | | |
| | イ アリ - ナ | | | | | | | | | | | | | |
| | ウ 観覧席収納スペース室 | | | | | | | | | | | | | |
| | エ 倉庫 | | | | | | | | | | | | | |
| | オ 管理室 | | | | | | | | | | | | | |
| | カ 更衣室 | | | | | | | | | | | | | |
| | キ 便所 | | | | | | | | | | | | | |
| ク 多目的便所 | | | | | | | | | | | | | 警報 | |
| 3 音楽高校・音楽ホール | | | | | | | | | | | | | | |
| (32) | ア ロビー | | | | | | | | | | | | | |
| | イ ホワイエ | | | | | | | | | | | | | |
| | ウ 客席・舞台 | | | | | | | | | | | | | |
| | エ 事務室・カウンター | | | IP | | | | | | | | | | |
| オ 観客用便所(男性) | | | | | | | | | | | | | 警報 | |

別紙 10 維持管理費相当に係るサービス購入費の改定方法

1 対象となる費用

維持管理費相当に係るサービス購入費

2 改定時期

毎年度の 1 回目の支払時までに決定する。

3 改定方法

維持管理費相当に係るサービス購入費の改定方法は、次のとおりとする。

- (1) 維持管理費相当に係るサービス購入費(以下「維持管理費の対価」という。)の改定については、維持管理期間中の物価変動の条件に対応した企業向けサービス価格指数比から 1.000 を控除した率に基づいて可否を決定し、その結果により改定する。
- (2) 維持管理費の対価の改定の可否の決定時期については、事業契約書における「維持管理費相当に係るサービス購入費の各期の支払対象期」に規定する毎年度の 1 回目の支払時までとする。
- (3) 維持管理費の対価の支払いについて、平成 21 年度 3 月及び平成 22 年度の維持管理費の対価については、改定しない。
- (4) 改定方法については、次に示す別表によるものとする。

別表

改定率及び支払対価の計算方法

1 第 1 回目の維持管理費の対価を改定するときの条件

- (1) 次の条件の場合に、維持管理費の対価を改定することとする。

$| (C S P I - 1 / C S P I - h21) - 1.000 | > 0.030$ のとき、維持管理費の対価を改定することを決定する。

ア C S P I - h21 : 企業向けサービス価格指数 (C S P I) のうち諸サービスの建物サービス (日本銀行調査統計局物価指数統計月報) の平成 21 年度 (平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月) の総平均

イ C S P I - 1 : 企業向けサービス価格指数 (C S P I) のうち諸サービスの建物サービス (日本銀行調査統計局物価指数統計月報) の甲及び乙で改定を決定する年度の前年度の (4 月から翌年 3 月) の総平均

- (2) 改定の可否及び改定方法について

ア $\{ (C S P I - 1 / C S P I - h21) - 1.000 \} > 0.030$ のとき、次により改定する。

$P-1 = P-0 \times (CSP I -1 / CSP I -h21) - 0.030 \times P-0$
イ $|\{ (CSP I -1 / CSP I -21) - 1.000 \}| = 0.030$ のとき、改定しない。

ウ $\{ (CSP I -1 / CSP I -h21) - 1.000 \} < -0.030$ のとき、次により改定する。

$$P-1 = P-0 \times (CSP I -1 / CSP I -h21) + 0.030 \times P-0$$

エ 用語

(7) P-0：平成 年 月 日付けで締結した事業契約書に記載する維持管理費の対価

(4) P-1：CSP I を反映し、改定する維持管理費の対価

(3) 改定した維持管理費の対価の支払対象時期

維持管理費の対価を改定することを決定する年度(CSP I の確報が公表される年度)の末に開催される甲の議会において、当該予算及び事業契約書の議決を得たうえで、改定を決定した年度の翌年度の第1回目の支払いは、改定した維持管理費の対価(P-1)とする。

2 平成N年度における維持管理費の改定

(1) 平成N年度における維持管理費の対価は、次の場合に改定することとする。

$|(CSP I -n / CSP I -x) - 1.000| > 0.030$ のとき、維持管理の対価を改定することを決定する。

ア CSP I -n：企業向けサービス価格指数(CSP I)のうち諸サービスの建物サービス(日本銀行調査統計局 物価指数統計月報)の平成N年度(平成N年4月から平成N+1年3月)の総平均

イ CSP I -x：企業向けサービス価格指数(CSP I)のうち諸サービスの建物サービス(日本銀行調査統計局 物価指数統計月報)の甲及び乙で改定を決定した年度の前年度の総平均

(2) 改定の可否及び改定方法について

ア $\{ (CSP I -n / CSP I -x) - 1.000 \} > 0.030$ のとき、次により改定する。

$$P-n = P-x \times (CSP I -n / CSP I -x) - 0.030 \times P-x$$

イ $\{ (CSP I -n / CSP I -x) - 1.000 \} = 0.030$ のとき、維持管理費の対価を改定しない。

ウ $\{ (CSP I -n / CSP I -x) - 1.000 \} < -0.030$ のとき、次により改定する。

$$P-n = P-x \times (CSP I -n / CSP I -x) + 0.030 \times P-x$$

エ 用語

(7) P - x : 平成 X + 1 年度に締結した事業契約書に記載する維持管理費の対価

(1) P - n : C S P I を反映し , 改定する維持管理費の対価

(3) 改定した維持管理費の対価の支払時期

維持管理費の対価を改定することを決定した年度末に開催される甲の議会において , 当該予算 , 及び事業契約書の一部を変更する契約の議決を得たうえで , 改定を決定した年度の翌年度の第 1 回目の支払いから , 改定した維持管理費の対価 (P - n) とする。